

異議申立書について

国際協力機構 民間連携事業部

2014年7月15日

I. 総論

- ・ ティラワ経済特別区（ClassA 区域）開発事業に係る住民移転については、JICA としては、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月：「以下 JICA GL」）に沿った対応を行ってきたと認識している。
- ・ 2013年5月以降 JICA 専門家を緬政府に派遣し（7名）、緬政府が JICAGL に準拠し適切に住民移転を行うことができるよう住民移転プロセスの早期の段階から、相当程度リソースを投入し支援を行い、常時住民移転作業状況をモニタリングしてきた。あわせて、JICA 本部からも累次にわたりミッションを派遣し、JICA GL に準拠した対応がとられるよう確認・協議を続けてきた。
- ・ 当初緬政府は環境社会配慮に係る国際基準に精通しておらず、2013年1月31日にはティラワ地区の住民に2週間以内の強制退去命令を出した。その後日本政府や JICA より、国際基準準拠の手続きを行うよう要請し、その結果、移転対象住民の退去等は実施されなかった。
- ・ 以降、JICA からも、累次に亘り、JICA GL の説明や上述の JICA 専門家派遣等を通じた支援を行ってきた。その結果、緬政府側の理解が向上し、ティラワ SEZ 管理委員会委員長等、緬政府の幹部がイニシアティブをとり、国際基準準拠の住民移転手続きをとることが徹底されるようになった。
- ・ 本住民移転の補償・支援については、後述するように、累次に亘る住民協議会、グループ別・個別の住民協議等を経て、住民要望を反映して策定され、全対象世帯と合意に至っている。住民移転計画内容も、損失資産、生計手段、移転費用等に対する補償・支援が包括的に盛り込まれ、JICA としてはその内容と策定プロセスは JICA GL に沿ったものであったと認識している。
- ・ 生計回復支援や移転先地の整備等についても、緬政府は住民要望に耳を傾けながら対応を行い、移転先地で発生している課題（井戸の水質等）についても解決に向け努力を行っている。職業訓練や経済特別区における就業機会の斡旋等も積極的に実施しており、JICA としては JICA GL に沿った対応が行われていると認識している。
- ・ 緬政府にとって、ティラワ経済特別区開発事業は、同国の民主化や経済改革を象徴する事業であり、本件住民移転についても、特に JICA 専門家による支援が本格化して以

降、住民に配慮した対応が重視されてきた。本件は同国で初めて国際基準準拠の住民移転計画書を策定した事例であり、緬政府は今後の同国における住民移転のグッドプラクティスと認識し、緬政府内で経験の共有などに努めている。

- ・ 緬政府は、今後住民移転が行われる予定の 2000ha 区域においても、ClassA 区域と同様に国際基準準拠の住民移転を行う方針であり、JICA も引き続き専門家を派遣し支援を行っていく。

II. 各論

2014 年 6 月 2 日にティラワの住民より提出のあった異議申立書における指摘事項に係る事実関係等は以下の通り。

※ 以下、指摘 1.~48.は、異議申立書より抜粋（指摘の番号は JICA にて付番）。

※【事実関係】 : JICA による実査、JICA 専門家、緬政府等を通じ確認したデータ・情報を基に、JICA（事業担当部署）の事実認識を記載。

【対応】 : 今後対応が必要又は必要となる可能性がある事項につき、JICA（事業担当部署）の対応内容及び対応予定の事項（又は方針）を記載。

【JICA GL 上の評価】 : JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)違反に係る指摘につき、JICA（事業担当部署）認識を記載。

1. 異議申し立ての対象となるプロジェクト

【事実関係】等の記載は省略。

2. 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害

1) 農地あるいは農地へのアクセスの喪失 (P2~3)

指摘 1. (P2 最終パラ~P3 1 パラ¹)プロジェクトの最初のフェーズですでに移転させられている 81 世帯は、かつて使用および/または所有していた農地を完全に失った。そのうち 13 世帯は 400 ヘクタール区域外に住んでいた。フェーズ I の対象である 400 ヘクタール区域に居住していた 68 世帯が移転させられた土地は、農地のまったくない狭い住宅用地である。失った土地の補償金も受け取っていない。そのうえ、作物や家畜、その他の資産の喪失に対する補償レベルが不十分なせいで、代替りの土地を購入できる見込みもない。

【事実関係】

「最初のフェーズで移転させられている 81 世帯」

- ・ 事実。
- ・ 農地、ヤギ小屋のみが区域内にある世帯を含めた住民移転対象が 81 世帯である。

「かつて使用および/または所有していた農地を完全に失った」

- ・ 事実ではない。
- ・ 以下の通り事業地は緬政府が所有（1997 年に用地取得済み）しているため、「所有していた」は事実ではない。

(参考 1) 1997 年の用地取得

- 1996 年 11 月に 1,230ha の面積を有する Thanlyin-Kyautan Industrial Zone 開発のために Thanlyin-Kyautan Development Company (MOC、Department of Human Settlement and Housing Development (建設省住宅局) と SMD International Pte Ltd of Singapore の合弁企業) が設立された。
- Thanlyin-Kyautan Industrial Zone の開発を念頭に 1997 年に住宅局が Thanlyin-Kyautan Industrial Zone の用地を取得。
- 当時用地に住居が有った住民に対しては、移転先地及び移転費用が提供され、また事業地を農地として利用していた住民には、農地に対する補償が供与された。
- 農地に対する補償額は 20,000 チャット/エーカー。1954 年に制定された土地国有化法により農地は国有化され、土地の所有権は国家にあった。法的には認められていなかったが、慣習として土地所有権の売買は行われ、上記補償額は当時の周辺地域の非公式な農地の使用権の売買価格 (8,000 チャット/エーカー) を参照しつつ、同価格を上回る水準に設定され、住民と合意された。

「13 世帯は 400 ヘクタール区域外に住んでいた」

- ・ 事実ではない。
- ・ 81 世帯のうち農地、ヤギ小屋のみが区域内にあり、400 ヘクタール区域外に住んでい

¹ ページ番号は異議申立書のもの、「パラ」はパラグラフを意味する。以降の指摘も同様。

たのは 13 世帯ではなく、16 世帯である。

「フェーズ I の対象である 400 ヘクタール区域に居住していた 68 世帯が移転させられた土地は、農地のまったくない狭い住宅用地である。失った土地の補償金も受け取っていない。」

- ・ 事実。
- ・ 土地は補償対象とせず、代替農地が提供されていない。
- ・ (参考 1) の通り、緬政府は、用地は取得済であり、移転住民は土地に対する法的権利を有していないとの立場であるため、今次移転に際して用地取得は行っていない。
- ・ 移転に伴う補償・支援として、現金や生計回復支援を供与する補償・支援プログラムを立案。
- ・ 一方で、国際基準（世界銀行セーフガードポリシー等）上、必ずしも義務とはされていなかったが²、事業地に住居がある住民に対しては移転先地を整備し土地と住居を提供する案を策定。（ただし周辺地域に十分な土地がなかったことから、農地に対する代替地の提供は行わない案を策定。）
- ・ 緬政府はかかる補償・支援プログラム案にて住民と協議を行い、累次に亘る協議を経て、当初政府案に住民意向を反映して修正し、最終的に 2013 年 12 月に全移転対象世帯と補償・支援内容に合意した。
- ・ なお資産補償対象となった家屋については、移転先地に住居と土地が提供された住民のうち、移転前よりも家屋が大きくなったのは 29 世帯、変わらないのは 12 世帯、小さくなったのは 27 世帯。移転前よりも住居が小さくなった世帯については、移転前の住居との面積の差分につき、8,900 チャット/ft²の単価にて差額補償が行われた。

「作物や家畜、その他の資産の喪失に対する補償レベルが不十分」

- ・ 事実ではない。
- ・ 4 回に亘る住民協議会、その後の累次に亘るグループ別、個別の政府と住民協議を経て、稲作への補償の年間収量の 3 年分から 6 年分への引き上げ、移転先地の区画拡大等、住民からの要望を反映し、緬政府と住民との間で補償・支援内容に合意されたもの。
- ・ かかるプロセスを経て策定されたものであり、補償レベルが不十分であるとは考えられない。

(参考 2) 補償・支援内容の概要

1. 損失資産に対する補償・支援概要

- ・ 家屋：移転地で居住先が提供される。同移転地の居住先と元の家屋との床面積の間に差異が認められた場合には、差額に相当する現金補償が行われる。自分で家

² 世銀セーフガードポリシー OP4.12 の 15. 及び 16. 参照。

(<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/EXTPOLICIES/EXTOPMANUAL/0,,contentMDK:20064610~menuPK:64701763~pagePK:64709096~piPK:64709108~theSitePK:502184,00.html>)

- ・ 屋を建てることを希望する世帯には現金を支給。
 - ・ その他建設物：市場価格の2倍の金額を支給。
 - ・ 農耕器具：市場価格の金額を支給。
2. 生計手段の喪失等に対する補償・支援（新たに生計手段を打ち立てるまでの移行期間における生計支援を含む）
- ・ 米：年間収量に対する市場価格の6倍の金額を支給。
 - ・ 野菜、立木：年間収量ないし本数に対して市場価格の4倍の金額を支給。
 - ・ 家畜（牛/水牛）：頭数に応じた金額を支給。乳牛からの収入に対しては、年間収入の3倍の金額を支給。
 - ・ 不労期間補償：28,000 チャット（4,000 チャット×7日分）/人（注：1チャット≒0.1円）
3. 移転支援
- ・ 引越し費用（150,000 チャット/世帯）、通勤費（72,000 チャット/人）、転校に係る支援（30,000 チャット/人）及び移転協力費（100,000 チャット/世帯）
4. 社会的弱者支援（61歳以上、貧困世帯、身障者）：25,000 チャット/人³（①1世帯あたり該当者および支援者の合計2人に対して合計50,000 チャット、②社会的弱者要因が2つ以上ある場合はそれぞれ支援を提供）
5. 生計回復支援：職業訓練、就業機会の斡旋等のプログラムを提供。
6. 移転先地における土地・家屋の提供：世帯毎の面積（25X50feet≒116 m²）
7. 移転先地のインフラ整備：
- メインアクセス道路（移転先地～幹線道路間）：コンクリート舗装道路を整備
 - 移転地内の道路：ラテライト舗装道路を整備
 - 井戸：8か所
 - 電力インフラ整備：配電線整備、各戸への電線引込・メーターボックス設置

「代わりの土地を購入できる見込みもない。」

- ・ 事実ではない。
- ・ JICA 専門家によれば、住民の中には家族で補償・支援金を出し合い新たに農地を借用して農業を継続している例がある。

³ 一人当りの米消費量の3ヶ月分が概ね1big bagに相当するとして（3ヶ月は、周辺諸国の事例を参照）、中級より上質の米1big bag (50kg 相当)の小売価格を基に設定。

2) 生計手段の喪失 (P3)

指摘 2. (P3 2 パラ : The displacement of the Requesters~) 申立人、および申立人が代表するコミュニティは、移転によって重要な生計手段、とりわけそれまで申立人らの生活を支えてきた土地ベースの生計手段を失い、今後も同じことが続くと言われている。さらに、住民の移転は新たな生計手段が確立される前に、移転者数と SEZ の開発によって得られるであろう雇用数とのバランスに関して適切な評価をしないままに行われた。その結果、移転前には自立していた約 40 の世帯が現在生計手段をもたず、近い将来持続可能な生計手段がもてるという具体的な見通しも立っていない。

【事実関係】

「申立人、および申立人が代表するコミュニティは、移転によって重要な生計手段、とりわけそれまで申立人らの生活を支えてきた土地ベースの生計手段を失い、今後も同じことが続くと言われている。」

- ・ 一部事実かどうか不明。
- ・ (参考 1) の通り、緬政府は、用地は取得済であり、移転住民は土地に対する法的権利を有していないとの立場であるため、代替農地は提供されていない。そのため土地ベースの生計手段を失ったことは事実。
- ・ 次の指摘事項にて記載の通り、申立人の移転後の生計手段については現在生計回復支援が実施されており、今後も同じことが続くかどうかについては不明。

「住民の移転は新たな生計手段が確立される前に、移転者数と SEZ の開発によって得られるであろう雇用数とのバランスに関して適切な評価をしないままに行われた。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ JICA 専門家経由で、緬政府に確認したところ、補償・支援案に係る住民協議等の段階において、住民と生計回復支援内容につき相談を行ったが、住民の関心は補償・支援額に集中したとのこと。そのため、生計手段が確立される前に移転が行われた、という点は事実。
- ・ 緬政府は新たに生計手段を打ち立てるまでの移行期間における生計支援を含む補償・支援につき住民と合意した上で、移転後、速やかに生計回復支援計画の立案を進めた。詳細は以下の通り。
 - 緬政府は生活再建対策実施委員会 (IRPISC) を設立し、生計回復支援プログラムを立案 (2013 年 12 月 6、23 日、2014 年 1 月 24 日)。同委員会は、緬政府関係者及び住民代表 2 名⁴で構成。生計回復支援計画の立案、住民との対話、状況モニタリング、実施等を担う。
 - 緬政府は、住民参加型ワークショップを開催 (2013 年 12 月 11 日、22 日、2014

⁴ 住民代表は、第 1 回住民参加型ワークショップ (2013 年 12 月 11 日) において住民による互選で選出。

年 1 月 16 日)。緬政府(ヤンゴン地域政府、タンリン、チャウタンタウンシップ、研修候補機関等)が参加し、移転対象住民が延べ 334 名参加。生計支援や生活環境に対する要望を聴取。また緬政府は参加できなかった世帯には個別聞き取り調査を実施。

(注)最終的に被影響住民 81 世帯中 44 世帯がプログラム参加の登録を行った。

- ▶ 緬政府は、住民要望を踏まえ 13 の研修コースを用意。(食品生産・販売、自動車運転、コンピューター技能、大工、大型自動車運転、自動車修理、溶接、電気工事技能、家具生産等)。2014 年 1 月中旬より順次プログラムを開始し、これまでに 10 コースを実施。
- ▶ 緬政府は、職業訓練の実施の他に、ティラワ経済特別区(Class A 区域)の建設事業者への住民紹介により、就業機会を斡旋。
- ・ RWP の P34 には、SEZ 内部、周辺、移転先地近郊で生じることが見込まれる就業機会の例として約 20 業種が紹介され、職業訓練の実施主体や訓練期間の見通し等について記載されている。
- ・ 上述の通り、緬政府は、2013 年 12 月以降、住民参加型ワークショップを 3 回開催したが、その際、就業したい職業や職能研修のイメージがわからない住民もいるとの声に応え、移転地周辺及びヤンゴン市内で職能研修を行っている研修受け入れ先 6 か所(政府系、民間系、NGO など)をワークショップに招き、住民と就業機会や研修内容について質疑応答等を行った。

「移転前には自立していた約 40 の世帯が現在生計手段をもたず、近い将来持続可能な生計手段がもてるという具体的な見通しも立っていない。」

- ・ 事実ではない。現状は以下の通り。
- ・ 2014 年 3 月 10 日～23 日に JICA 専門家が、2 週間かけて移転先地において各世帯にヒアリングを行い、生活・生計状況調査を実施(68 世帯中 42 世帯が回答。42 世帯は同調査時点で移転先地に居住していた全世帯。)。その結果、42 世帯中、29 世帯主が職に就き、6 世帯主が求職中、7 世帯主が退職し年金や家族の支えで生活という状況にあることが確認された。

【対応】

- ・ 生計回復支援プログラムについては、緬政府が今後 PDCA サイクルに則って、順次、内容を発展させてゆけるよう、JICA 専門家を活用し支援を行う。
- ・ とりわけ、SEZ における就業機会の獲得支援については、進出企業の情報が開示された後、雇用機会の獲得、及び希望職種に就くための職能訓練を前広且つ効率的に緬政府が実施できるよう、JICA 専門家を活用し支援していく。

指摘 3. (P3.2 パラ : Local authorities have~) 地方政府は移転した住民が SEZ プロジェクトの建設作業員の仕事を見つけられると約束した。しかし、そうした雇用のほとんどはいまだに現実のものになっておらず、あるのは極端に低賃金の仕事だ。2014 年 2 月 15 日、移転した村民は SEZ 管理委員会の代表者から SEZ 建設作業員の日給は 10,000 チャット (10.30 米ドル) と聞いていたが、職に就いた 40 名の村人は、土地の掘削など肉体的にきつい仕事をして、もらえるのは 1 日 4,000 チャット (4.15 米ドル) だけである。そのため、400 へクタール区域の 81 世帯のうち、建設作業員の仕事をしているのは現在 4 名のみである。

【事実関係】

- ・ 事実ではない。
- ・ JICA 専門家を經由し緬政府に確認したところ、2014 年 2 月 15 日に、ティラワ SEZ 管理委員会から SEZ 建設作業員の日給が 10,000 チャットであるとの説明は行ったというのは事実ではない。
- ・ 緬政府は、2014 年 2 月 28 日、3 月 19 日等に、ティラワ経済特別区 (Class A 区域) の建設事業者等への住民紹介により就業機会を斡旋。
- ・ 2014 年 5 月末の時点では、15 名の移転住民が SEZ の工事現場作業員として雇用され、働いていた。
- ・ 2014 年 6 月 13 日時点では、5 月末に現地を襲った大雨の影響で SEZ 内の造成地が一部崩れ、その改修作業を行うために一般作業員による工事作業を休止している。そのため、工事現場作業員として働いていた移転住民は、他の一般作業員と同様に工事の再開を待っている状態である。
- ・ 2014 年 7 月 1 日の聞き取りでは、一部の住民は、SEZ での工事の再開を待ちながらヤンゴン周辺の工事現場で日雇労働をしている。
- ・ 上記の他、約 5 名が SEZ プロジェクト事務所職員、清掃員及び警備員として雇用される予定。
- ・ SEZ 建設作業員の給与は日額 4000 チャット〜で、勤務開始後、勤務態度や技術により増額の可能性あり。SEZ 内で勤務する被影響住民の一人は経験が認められ、日額 8,000 チャットを得ている。
- ・ なお最低賃金である日額 4,000 チャットは、ヤンゴン近郊の他の工事現場と比してもほぼ同等で、ティラワ地区港 (MITT) の最低賃金は 3,500 チャット。

【対応】

- ・ 指摘 2. の【対応】と同一。

3) 住民の貧困化 (P3~4)

指摘 4. (P3. 3 パラ : The effects of resettlement~) 土地、生計手段、そして家を失ったほとんどの—全員ではないにせよ—コミュニティの移転住民は過酷な状況に置かれている。他の人の土地で農作業をするか、移転する前に住んでいた区域やその近くで日雇い労働者として働いていた住民は、経済的に甚大な影響を受けている。そのような住民は作物または家畜の補償金を得る資格を持っていなかったため、不十分な移転援助に頼って何とか生活せざるを得なかった。10 世帯ほどがこのカテゴリーに該当する。それ以外に不利な立場に置かれているのは、移転先に建設されていた質の悪く狭い家屋の代わりに、自分で家を建てるための補償金を受け取ることを選択した世帯である。そうした世帯は、家を建てて新しい農地を購入するのに十分な額の補償金が得られず、生活苦に陥っている。このカテゴリーに該当するのは 51 世帯だ。

【事実関係】

「他の人の土地で農作業をするか、移転する前に住んでいた区域やその近くで日雇い労働者として働いていた住民は、経済的に甚大な影響を受けている。そのような住民は作物または家畜の補償金を得る資格を持っていなかったため、不十分な移転援助に頼って何とか生活せざるを得なかった。10 世帯ほどがこのカテゴリーに該当する。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 移転前に日雇い労働者として働いていた住民が、経済的に甚大な影響を受け、移転援助に頼って生活せざるを得なかったかどうかは不明。
- ・ 2014 年 3 月 10 日～23 日に JICA 専門家が 2 週間かけて移転先地において各世帯にヒアリングを行い、生活・生計状況調査を実施（68 世帯中 42 世帯が回答。42 世帯は同調査時点で移転先地に居住していた全世帯）。
- ・ 同調査結果によれば、移転前に日雇い労働を行っていた 11 世帯（小作人は含まない）については、移転後は、10 世帯は日雇い労働(内、4 世帯主は移転前と同じ仕事)に就き、1 世帯は自営で小規模店を営んでいる。

「それ以外に不利な立場に置かれているのは、移転先に建設されていた質の悪く狭い家屋の代わりに、自分で家を建てるための補償金を受け取ることを選択した世帯である。そうした世帯は、家を建てて新しい農地を購入するのに十分な額の補償金が得られず、生活苦に陥っている。このカテゴリーに該当するのは 51 世帯だ」

- ・ 事実ではない。
 - 当初、緬政府は移転先地の全世帯につき、自ら家屋建設を行う計画であった。
 - 補償・支援内容に係る住民協議において緬政府から住民にかかる計画を説明したところ、住民側から多数、自分で家屋を建設したいとの要望が示され、最終的には緬政府としては同要望を受け入れ、自ら家屋建設を行う場合には、工事の進捗に応じて総額 250 万チャットを段階的に支給すること、また家屋については、2～

3週間程度の工期が想定され、2013年11月末日頃までに建設することで住民と合意された。

- 緬政府（建設省住宅局）は、移転先地の家屋と同等のものを建設する場合、市場価格に基づき、通常7,000～10,000チャット/square feetで建設するとのことであるが、移転先地での家屋建設においては、家屋建設のみで約210万チャット（約11,000チャット/square feet、家の広さは12×16 square feet）と高めの金額を設定し、その上にトイレ建設費用を加え250万チャットを支給した。
- 家屋については、移転先地に住居と土地が提供された住民のうち、移転前よりも家屋が大きくなったのは29世帯、変わらないのは12世帯、小さくなったのは27世帯。移転前よりも住居が小さくなった世帯については、移転前の住居との面積の差分につき、8,900チャット/ft²の単価にて差額補償が行われた。
- （参考1）の通り、緬政府は、用地は取得済であり、移転住民は土地に対する法的権利を有していないとの立場であるため、代替農地を購入するための費用は補償対象に含まれていない。
- 自力で家屋を建設することを選択した世帯の中には、農家と非農家が含まれ、農家には別途、生計手段の喪失等に対する補償・支援として、米（年間収量に対する市場価格の6倍の金額）、野菜、立木（年間収量ないし本数に対して市場価格の4倍の金額）等が支給され、非農家については、例えば日雇い労働者には、不労期間補償（4,000チャット×7日分）/人が支給されている。
- 住民が自力で家屋を建設したのは56世帯、政府が建設したのは12世帯。

指摘 5. (P3. 最終パラ : Prior to displacement~) フェーズ I 区域の村民は、移転前には今よりも多くの収入を得ていた。約 20 世帯はナス、ササゲ、ローゼル、オクラなどの季節作物を栽培する農家で、1 エーカー当たりの年収は最低でも 100 万チャット (1,030 米ドル) だった。利益の大きいビンロウの木を持つ世帯の年収は 400 万チャット (4,124 米ドル) もあった。14 ほどの世帯は大きな田んぼを持ち、1 エーカー当たり平均で年 50 万チャット (515 米ドル) を稼いでいた。

【事実関係】

「約 20 世帯はナス、ササゲ、ローゼル、オクラなどの季節作物を栽培する農家で、1 エーカー当たりの年収は最低でも 100 万チャット (1,030 米ドル) だった。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 米以外の農作物の耕作を主収入とする世帯数は 5 世帯、副業としていた世帯数は 7 世帯。これらを合わせると計 12 世帯であり、約 20 世帯ではない。
- ・ DMS 調査結果によれば、米以外の農作物を主収入としている世帯の収入額は 360,000 ~3,000,000 チャット。
- ・ 土地は補償対象とはされていなかったため農地面積の詳細な測定は行われていない。そのため 1 acre あたりの収入については必ずしも明らかではないが、世帯によっては 1 acre あたりの収入が、年間 100 万チャット (1,030USD) であった可能性はある。これらの農家には、緬政府と住民との合意に基づき、緬政府より生計手段の喪失等に対する補償・支援として野菜の年間収量に対して市場価格の 4 倍の金額等が支給されている。

「14 ほどの世帯は大きな田んぼを持ち、1 エーカー当たり平均で年 50 万チャット (515 米ドル) を稼いでいた。」

- ・ 事実かどうかは不明。
- ・ 上述のとおり、DMS 調査結果によれば 1 acre あたりの収入については必ずしも明らかではないが、22 世帯 (米を主収入としている世帯以外も含む) が年間 50 万チャット以上の収入を得ていた。これらの農家には、緬政府と住民との合意に基づき、緬政府より生計手段の喪失等に対する補償・支援として米の年間収量に対する市場価格の 6 倍の金額等が支給されている。

指摘 6. (P3. 最終パラ : Those who previously worked as~) かつて港や近くの工場で日雇い労働者として働いていた者の日給は 8,000~10,000 チャット (8.25~10.30 米ドル) で、たとえ当日仕事がなくとも、現場に行くだけで 3,000 チャット (3 米ドル) をもらうことができた。ところが、移転によってこうした労働者は仕事場に通うのに 2,000 チャット (2 ドル) の交通費がかかるようになり、収入は生活を支えられるレベルでなくなってしまった。

【事実関係】

「かつて港や近くの工場で日雇い労働者として働いていた者の日給は 8,000~10,000 チャット (8.25~10.30 米ドル) 」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 港湾やその近隣の産業において日雇い労働に従事していた住民の一日当たり収入は不明である。

「現場に行くだけで 3,000 チャット (3 米ドル) をもらうことができた。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ JICA 専門家が、Myanmar International Terminals Thilawa (以下「MITT」) で働いている移転住民へヒアリングを行ったところ内容は以下の通り。
 - ・ MITT での日雇い作業はシフト制。日雇い労働者を束ねる監督者がシフトを決めている。従い、誰でも仕事場に行けば参加費用として 3,000~3,500 チャット支給されるのではなく、仕事がない日 (貨物船が停泊していない、荷役すべき貨物がない等) に割り当てられた労働者が、朝出勤し仕事が終わる時間まで待機した場合において帰宅前に 3,000~3,500 チャット支給される。

「ところが、移転によってこうした労働者は仕事場に通うのに 2,000 チャット (2 ドル) の交通費がかかるようになり、収入は生活を支えられるレベルでなくなってしまった。」

- ・ 一部事実かどうか不明。
- ・ 移転先地から MITT までの主な通勤手段は 2 人乗りのバイクタクシーで、往復の運賃が 2,000 チャット程度。
- ・ 収入が生活を支えられるレベルでなくなったかどうかについては事実かどうか不明。

指摘 7. (P4.2 パラ) 移転先に転居してから、家の建設に高い費用がかかり、また生計手段を失ったため、現在ほとんどの世帯が借金を抱えている。生活するために親類や友人から月利 20% という信じがたい金利でお金を借りているのだ。3 世帯は移転先の家屋を借入れの担保にしている。生活するのに十分な生計手段と家を探すために、すでに移転先を離れなければならなかった世帯は 20 以上ある。

【事実関係】

「移転先に転居してから、家の建設に高い費用がかかり」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 家屋の建設費用については、以下の通り緬政府は市場価格以上の費用を支払っている。各世帯が同費用以上の金額を自己負担し家屋を建設したかどうかは不明。

(参考：緬政府による家屋建設費用負担)

- ・ 当初、緬政府は移転先地の全世帯につき、自ら家屋建設を行う計画であった。
- ・ 補償・支援内容に係る住民協議において緬政府から住民にかかる計画を説明したところ、住民側から多数、自分で家屋を建設したいとの要望が示され、最終的には緬政府としては同要望を受け入れ、自ら家屋建設を行う場合には、工事の進捗に応じて総額 250 万チャットを段階的に支給すること、また家屋については、2～3 週間程度の工期が想定され、2013 年 11 月末日頃までに建設することで住民と合意された。
- ・ 緬政府（建設省住宅局）が移転先地の家屋と同等のものを建設する場合、市場価格に基づき、通常 7,000～10,000 チャット/square feet で建設するとのことであるが、移転先地での家屋建設においては、家屋建設のみで約 210 万チャット（約 11,000 チャット/square feet、家の広さは 12×16 square feet）と高めの金額を設定し、その上にトイレ建設費用を加え 250 万チャットを支給した。

「また生計手段を失ったため、現在ほとんどの世帯が借金を抱えている」

- ・ 一部事実かどうか不明。
- ・ 生計手段を失ったためにほとんどの世帯が借金を抱えているかどうかは不明。一部世帯が借金をしていることは事実。
- ・ 本年 3 月 10 日～23 日に JICA 専門家が、2 週間かけて移転先地において各世帯にヒアリングを行い、生活・生計状況調査を実施（68 世帯中 42 世帯が回答。42 世帯は同調査時点で移転先地に居住していた全世帯）し、また 5 月にフォローアップの確認を行ったところ、42 世帯中、29 世帯主が職に就き、6 世帯主が求職中、7 世帯主が退職し年金や家族の支えで生活という状況にあることが確認されている。
- ・ 住民の借金の状況については、上記世帯別聞き取り調査では、借金があると答えたのは 1 世帯。但し、JICA 専門家によれば、生活状況や近隣住民の話から、借金をしているだろうと思われる世帯が 10 世帯程度あると推察される由。

「生活するために親類や友人から月利 20%という信じがたい金利でお金を借りているのだ。

3 世帯は移転先の家屋を借入れの担保にしている。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ なお、ミャンマーでは、銀行の貸付システムが発達していないこともあり、現金が必要になった際に家族や知人から利子つきで金を貸し借りすることで、助け合いながら生活をしているケースが多い。その際の利子は、親子や兄弟間の場合は 3%など低金利の場合もあるが、その他の場合は 20~30%に及ぶ事もある由。JICA 専門家によれば、移転地内では、補償・支援金（現金）を移転地内の住民に貸付をして、その利子からの収入を生計手段の一つとしている世帯もあるが、このようなケースは移転地内だけでなく、他の農村地域でも一般的にみられるとのこと。

「生活するのに十分な生計手段と家を探すために、すでに移転先を離れなければならなかった世帯は 20 以上ある。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 移転先地の家屋を売却した世帯は 19 世帯（2014 年 6 月 15 日時点で 19 世帯が住居を売却）。売却理由については不正確。JICA 専門家が 2014 年 6 月 15 日現在で、確認した各世帯の家屋売却理由等は以下の通り。（個人情報であり非公表）

指摘 8. (P4. 3 パラ) 2012 年 12 月からミャンマー政府が事前の通知もなく Zarmani 貯水池からの灌漑用水の配給をやめてしまったために、タンリン郡区の Ahlwan Sut および Phaya Kone 村の約 80 人の農民が乾季の間の生計手段を失っている。農民らはかつて 2,000 ヘクタール区域で乾季 (12 月～4 月) に 600 エーカー以上の灌漑水田を耕し、1 エーカー当たり 48 万～56 万チャット (495～577 米ドル) を稼いでいた。彼らは 2 度の乾季にわたり生計手段を失っている。

【事実関係】

「2012 年 12 月からミャンマー政府が事前の通知もなく Zarmani 貯水池からの灌漑用水の配給をやめてしまったために」

- ・ 事実。
- ・ 緬政府による灌漑用水供給の停止は 2012 年 12 月に行われている。

「タンリン郡区の Ahlwan Sut および Phaya Kone 村の約 80 人の農民が乾季の間の生計手段を失っている。農民らはかつて 2,000 ヘクタール区域で乾季 (12 月～4 月) に 600 エーカー以上の灌漑水田を耕し、1 エーカー当たり 48 万～56 万チャット (495～577 米ドル) を稼いでいた。彼らは 2 度の乾季にわたり生計手段を失っている。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 同停止の影響を受けたのは、Class A 区域は 1 世帯 (ただしこの世帯は、Thanlyin SLRD 職員情報によると、ザマニ・ダムではなくティラワ・ダムから灌漑用水提供を受けていた由。) で、灌漑用水の供給を受けていた時も考慮した年間収穫量の 6 倍の補償・支援金が支払われている。
- ・ 2000ha 区域で同灌漑用水停止の影響を受けた世帯については、現在緬政府により調査が行われているところであり、同調査後に策定される住民移転に係る補償・支援案の中で取扱いが検討されるものと認識。そのため現時点で乾季の間の生計手段を失っている農民数や生計状態は不明。

【対応】

- ・ 現在緬政府により 2000ha 区域における詳細社会経済状況調査が行われているが、可能な限り早期に灌漑用水停止の影響世帯への補償・支援の検討がなされるよう、JICA 専門家を活用し緬政府による円滑な調査実施の支援を行っている。
- ・ JICA としては、2000ha 区域において灌漑用水供給停止の影響を受けた世帯についても、Class A 区域と齟齬のない対応が行われるよう注視する。

4) 教育機会の喪失 (P4)

指摘 9. (P4. 4 パラ) 2013 年 11 月と 12 月に村民が移転先に転居したとき、子どもたちは学年末まで以前の学校に通うことを認められていた。しかしながら、一部の世帯にとって通学にかかる費用があまりにも高いために、学校をやめざるを得ない子どもたちが出ていた。例えば、移転先から元の学校に通うのにバイクタクシーを使うと、往復で毎日 3,000 チャット (3.09 米ドル) がかかる。移転する前の交通費は 1 カ月 6,000 チャット (6.19 ドル) だった。

【事実関係】

- ・ 一部事実ではない。
- ・ JICA 専門家によれば、一時的に通学を取り止めた世帯は 1 世帯あるものの学校をやめざるを得ない子どもたちは出ていない。) JICA 専門家への確認結果は以下の通り。
 - 緬政府 (ティラワ SEZ 管理委員会) では、移転に伴い学校が遠くなり交通費が高くなる事や児童の通学時間が長くなる事を懸念し、補償・支援金額の受け渡しの際(移転前)に、住民に対し移転地周辺の学校に転校する際の転入手続き支援のために、政府から推薦状の交付を行う旨、説明した。
 - しかしながら移転時期はちょうど学年末間近であったこともあり、両親は子供の学習環境の変化 (例: 親しい友人や教員と離れる事や教育方針が変わる事) を懸念し、転校続きを取らなかった。そのため住民の希望により、児童たちは移転地周辺の学校へ転入することなく、移転前に通学していた学校で学年末を迎えることになった。
 - 上記の経緯から、結果として緬政府は、住民に対し移転後の児童の通学費として 2,000 チャット/週 (400 チャット/日・人) を支払うこととなった。同金額は、Ferry Bus の利用を前提に積算され、移転が行われた時、残りのセメスター期間は 2.5 カ月であったが、余裕を持って 4 カ月分の交通費を支給することで住民と合意されている。2014 年 3 月の時点で、交通費の負担が原因で、新学期に移転地周辺の学校に転校するまで一時的に通学を断念した世帯は、移転地に居住する全 42 世帯中 1 世帯あった。
 - 2014 年 6 月 13 日時点で、当該世帯も全児童が、政府の支援を受けて無事に転校手続きを終え、移転地周辺の学校に通学していることが確認されている。

指摘 10. (P4. 5 パラ) 2014 年 6 月に次の年度が始まるが、ティラワ SEZ 管理委員会は移転先の 52 名の子どもたちの教育の準備を一切行っていない。最も近いマインターヤー村の村長は移転した世帯に対し、村の学校はスペースが足りないために生徒を受け入れられないと言っていた。2014 年 5 月 28 日にマインターヤー村の Taman Oo 学校に子どもを入学させる際、新たに 52 名の生徒を受け入れることで教室にかなりの負担がかかるのは非常に大きな問題であるにもかかわらず、子どもの入学を認めざるを得なかったと校長は述べた。親たちはこうした状況のせいで子どもが不当な扱いを受けるのではないかと心配している。

【事実関係】

「2014 年 6 月に次の年度が始まるが、ティラワ SEZ 管理委員会は移転先の 52 名の子どもたちの教育の準備を一切行っていない。」

- ・ 事実ではない。
- ・ JICA 専門家によれば、緬政府は 6 月に始まる年度に向け以下準備を実施している。
- ・ 具体的には、移転地近隣の学校への転校にあたって、緬政府が転校対象児童のリストを付した推薦状を学校側に発行するとともに、直接学校にも移転住民が置かれた状況を説明し、転校が円滑に行われるように掛け合った。結果としてこの 6 月からはじまるセメスターでは全希望世帯の児童が転校できることとなった。

「2014 年 5 月 28 日にマインターヤー村の Taman Oo 学校に子どもを入学させる際、新たに 52 名の生徒を受け入れることで」

- ・ 事実ではない。
- ・ JICA 専門家によれば、新たに受け入れた生徒は 45 名。

「教室にかなりの負担がかかるのは非常に大きな問題であるにもかかわらず、子どもの入学を認めざるを得なかったと校長は述べた。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 校長がかかる発言を行ったかどうかは不明。結果として、移転先地住民の希望を反映し、移転先地の住民の親戚など、本来対象でない子供についても緬政府が転校を支援することとなった。
- ・ 学校のキャパシティについては、緬政府の教育政府政策の変更により中学校無償化が実施されたことが、相当程度、生徒数増加に影響している由。
- ・ JICA 専門家からの報告内容は以下の通り。
 - ・ 移転地近郊の学校は地域で評判が良かったことから、移転地の世帯の児童のみならず、移転地の住民の親戚など、本来対象でない子供も同校に入学させたいとの

希望が移転地の住民から寄せられた由。

- ・ 当初、学校側は教育環境（教室や椅子の数）を理由に、受入れ児童数の制限を希望していたが、移転地住民より緬政府（ティラワ SEZ 管理委員会）に対し転入を認めてもらえないか相談が寄せられたため、緬政府が学校側に協力依頼を行い、住民代表も含めて協議した結果、希望者 45 名全員が新しい学校に通えることとなったとのこと。
- ・ そのため、転入先の学校では机や椅子など、物理的なキャパシティー不足という新たな問題が生じる事が予想されたため、緬政府が机や椅子等の確保に向けた対応を行うこととしていた。その後、2014 年 6 月 14 日に係る学校の校長に状況確認を行ったところ、机や椅子は一部の児童の親が寄付してくれたため、政府から支援を受けなくても間に合っているとのこと。
- ・ 加えて、学校長によると、この新学期（6 月）には生徒数が増えたため、各学年において、現在、生徒数が受け入れ可能上限に達している状態であるとのこと。但しこれは、移転住民の受け入れも然ることながら、今学期から政府の教育方針が変わり中等教育までの授業料が無料になったことに伴い、これまで経済的理由により教育の継続を断念していた周辺住民が、係る学校へ入学を希望したことが相当程度大きいとのこと。
- ・ 上記の背景から今学期は児童数が非常に多くなり、学校側は、教室の増設、拡張、机と椅子を含めた施設の整備を検討中。この対応策としては、現在、世銀が緬政府の教育セクターに対し財政支援を行っているため、係る支援を活用して新たな施設整備を行うことを検討しているとのこと。

「親たちはこうした状況のせいで子どもが不当な扱いを受けるのではないかと心配している。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ JICA 専門家が移転地に住む児童（中学 3 年生）に対し、新しい学校の様子を確認したところ（2014 年 6 月 13 日）、移転地の児童が他の児童と比べて不当に扱われるといった事は特に発生していないとのことであった。
- ・ また、2014 年 6 月 20 日に JICA 専門家が校長にヒアリングしたところ、学力の劣る児童には他の学力の劣る児童とともに補習を行うとのことであった。

5) 低水準の家屋と基礎インフラ(P4~5)

指摘 11. (P4. 6 パラ) 最初の 68 世帯の移転先は、整備を急いだために完璧ではなかった。家屋はわずか 1 カ月の間に建てられ、泥や砂といった土地の性質から家屋の構造的な完成度に対する懸念が生じている。家は 1 つの家族が暮らすには狭く、隣家と非常に密接しているため、プライバシーはほとんどない。それぞれの家の区画面積はたった 25 x 50 フィートで、生活のための家庭菜園を作るのにさえ狭すぎる。

【事実関係】

「最初の 68 世帯の移転先は、整備を急いだために完璧ではなかった。家屋はわずか 1 カ月の間に建てられ」

- ・ 事実ではない。
- ・ 家屋建設に係る経緯は以下の通り。
 - ・ 当初、緬政府は移転先地の全世帯につき、政府自ら家屋建設を行う計画であった。
 - ・ 補償・支援内容に係る住民協議において緬政府から住民にかかる計画を説明したところ、住民側から多数、自分で家屋を建設したいとの要望が示され、最終的には緬政府としては同要望を受け入れ、住民自ら家屋建設を行う場合には、工事の進捗に応じて総額 250 万チャットを段階的に支給すること、また家屋については、2~3 週間程度の工期が想定され、2013 年 11 月末日頃までに建設することで住民と合意された。
 - ・ ただし実態として、2013 年 11 月中に完成（もしくは、外壁の塗装が終わっていないが建屋の工事は終了した「見なし完成」）した家屋は 0 棟。 同年 11 月 9 日から 28 日にかけて、移転先住居に入居したのは 33 棟（ただし現在、居住していない、もしくは別の世帯が入居している家屋も含まれる）で、住民側要望により、SEZ 内の家屋の解体を条件に建設途中での入居が認められた。これら 33 世帯の完成（もしくは見なし完成）は、2013 年 12 月半ばから 2014 年 1 月末の間であった。
 - ・ 政府がアレンジしたコントラクターが建設を行った 12 棟は 11 月 13 日から工事を開始し、11 月 22 日に 4 棟、11 月 27 日に 8 棟が完成（ただし電気メーターの取付等は除く）。
 - ・ なお、2014 年 5 月 27 日時点で、68 棟中、4 棟がまだ工事が完了していない。残りの 64 棟は、一応、完成とされ居住されている家屋が大半だが、そのうち 5 棟は、緬政府と住民側で合意した建屋の外壁を earth oil 等で塗装するという条件を満たしていないので、厳密には完成ではなく見なし完成という取扱いとなっている。
 - ・ JICA 専門家によれば、躯体工事は、緬政府がコントラクターに建てさせた家屋の規模であれば、大工、作業員数名が通常の 1 日の作業時間従事していれば、1~2 週間の範囲で床、壁、屋根の設置まで終了可能。1 日当たりの投入量によって変わってくるが、内装、ペンキ塗り等の作業も含めても 2 週間~1 カ月以内で家屋の完成は可能と考えられるとのこと。

- ・ 住民が自身で建てた家屋の多くは、自分で空き時間に作業したり、大工を雇って部分的に工事を任せたりと必ずしも労力を集中投入しているわけではないので、完成により長い時間を要している由。
- ・ ミャンマーにおいて電気メーターボックスの購入ならびに配線工事は、通常、利用者（住民）の負担事項であるが、移転先地住居に関しては 68 棟全部に対して、緬政府が負担して取り付けられた。概ねの住居で 2013 年 12 月中にメーターボックス取付が行われたが、建設が途中だった 4 棟への取付は 2014 年 1 月以降に行われた。

「泥や砂といった土地の性質から家屋の構造的な完成度に対する懸念が生じている」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 緬政府が建てた家屋、住民が独自に建てた家屋のいずれも、高床式構造の家屋。これは、雨期に地面が冠水やぬかるむことを前提としているため、現地の風土を踏まえた自然な構造。
- ・ 移転先地周辺の家屋と比較しても、粗末で脆弱な構造というわけではない。 一部の家屋が日本家屋でいえばベタ基礎の基礎構造をしているが、大半の家屋は既製もしくは事前に打設済みのブロック状のコンクリート基礎を基礎とし使用し、同基礎の上に柱を固定する構造となっている。

「家は 1 つの家族が暮らすには狭く」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 家屋の大きさについては、移転前よりも大きくなったのは 29 世帯、変わらない(変動が 20ft²(1.8m²)未満)のは 12 世帯、小さくなったのは 27 世帯。移転前よりも住居が小さくなった世帯については、移転前の住居の面積の差分につき、8,900ks/ft²の単価にて差額補償が行われた。 以下が、移転前と移転後の床面積の比較の詳細。

No	カテゴリー	世帯数	備考
1	移転により 100ft ² 以上増加	11	移転前より大きくなった世帯： 29
2	移転により 20ft ² 以上、100ft ² 未満増加	18	
3	移転により 20ft ² 未満増加	2	移転前と然程変わらない世帯： 12
4	移転により 20ft ² 未満減少	10	
5	移転により 20ft ² 以上、100ft ² 未満減少	15	移転前より小さくなった世帯： 27
6	移転により 100ft ² 以上、200ft ² 未満減少	6	
7	移転により 200ft ² 以上、300ft ² 未満減少	3	
8	移転により 300ft ² 以上、400ft ² 未満減少	2	
9	移転により 400ft ² 以上、減少	1	
	合計	68	68

注) 実際の現状の家屋面積との差ではなく、補償算定上の面積の差。

「隣家と非常に密接しているため、プライバシーはほとんどない。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 移転前に比べ、住居同士は密接しているという点は事実。JICA 専門家が 2014 年 3 月に実施した生計・生活状況調査では、回答のあった 42 世帯中、31 世帯が騒音問題が悪化したと回答している（残りの 11 世帯は移転前と変わらないと回答）。

「それぞれの家の区画面積はたった 25 x 50 フィートで、」

- ・ 事実。
- ・ 家の区画面積が 25×50 フィートである。

「生活のための家庭菜園を作るのにさえ狭すぎる。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 2014 年 6 月 13 日時点で、3 世帯が小規模ではあるが家庭菜園を始めている。
- ・ 係る世帯では、雨季前に庭先にウリ、バナナ、ランなどの苗木を植栽し始めたところであり、自家消費用と販売用にしたいと考えているとのこと。

【対応】

- ・ 移転先地の騒音問題については、住民の要望を受け、緬政府職員（Village Officer）が住民と話し合いを重ね、騒音の減少に努めているが、問題が続くようであれば、移転先地内でルールを策定する等の対応が必要となる可能性がある。JICA としては、騒音問題への対応につき、住民間の問題解決に向けた取り組み、緬政府によるかかる取組に対する支援状況等を注視し、必要に応じ、JICA 専門家を通じ緬政府による支援のサポートを行う。

指摘 12. (P5. 1 パラ) 移転先は排水設備も不十分である。狭い道路に沿って未完成の明渠が通り、一部の土地が排水であふれる原因になっている。乾季ですでに排水が悪く水があふれているので、雨季における家や土地の状態について深刻な懸念が広がっている。そのうえ、道路は狭く木がないため、移転した世帯には極めて暑く不快な環境である。このように、移転した村民は移転先において困難で不適切な住宅環境を我慢させられている。

【事実関係】

「移転先は排水設備も不十分である。狭い道路に沿って未完成の明渠が通り、一部の土地が排水であふれる原因になっている。乾季ですでに排水が悪く水があふれているので、雨季における家や土地の状態について深刻な懸念が広がっている。」

- ・ 事実ではない。
- ・ 道路沿いの排水路はほぼ完成。多くの部分はコンクリート製の蓋で覆われている。(一部はオープン型の部分あり。)
- ・ 排水路の側壁を一部削って、住宅区画内の水が排水路に排出できるようになっている。
- ・ JICA 専門家によれば、オープン型であったにしても、移転地住民が排水溝に多量のゴミを捨てる等、排水溝機能を低下させる問題が発生しない限り、排水溝としての機能は保たれると考えられるとのこと。
- ・ 住宅区画の地盤は道路よりも低い。JICA 専門家によれば、ヤンゴン地域やエーヤワディ地域のような低地・平坦地では道路がアクセスの基幹ライフラインとなるため水浸しないように他の土地より嵩上げするのは通常の措置であるとのこと
- ・ 現地では雨季が始まり、6 月に入りほぼ毎日雨が降っている。6 月 13 日には大雨が降り、降雨の最中及び雨が止んだ後に移転地の状況を緬政府と JICA 専門家が確認を行った。その結果、雨水排水については排水溝が機能しており、加えて一部の世帯の住民が自分のプロットに土を盛るなど対応策を講じており、雨による床下浸水等の大きな被害は認められなかった。他方、現在誰も住んでいない家屋では、敷地内に雨水やゴミが溜まっている状態にあった。

「道路は狭く木がないため、移転した世帯には極めて暑く不快な環境である。移転した村民は移転先において困難で不適切な住宅環境を我慢させられている。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 移転先地内の道路幅は 13feet、又は、9feet6inch。JICA 専門家経由で建設省の公共事業担当者に確認したところ、地形、地域管轄の違いで複数の規格がある由だが、都市部では、幅員が 9ft, 10ft, 10.5ft, 11ft, 12ft であることが多いとのことであり、ミャンマーで施工される道路の幅員の範囲にあると考えられる。
- ・ 移転先地内に木は植えられていなかったが、JICA 専門家によれば、6 月に入り、雨季の到来に先がけ自宅前に植栽を行った世帯が確認された (2 世帯)。植栽目的は、夏季の日除けにするためとのこと。同世帯は、コミュニティ (移転地) を自分たちで努力

して整備していくことが大切であるとの考えから、他の家にも植栽を行うことを呼びかけているが、他の世帯においてはそのような意識はなく理解は得られていない状況である。なお、苗木は、同世帯の世帯主が知人から入手したとのこと。

- ・ 移転先地の住宅環境については、各戸への配電・電気メーターの設置等、移転前との比較での改善が行われている。

【対応】

- ・ 住宅区画の地盤が道路より低いことが原因となって冠水の問題が生じる場合には、緬政府と住民が協議を行ない、可能な対応策につき検討し措置を講じることが重要であり、必要に応じ JICA としても住民と緬政府間の協議が円滑に行われるよう支援を行う。

6) 十分に綺麗な水へのアクセス (P5)

指摘 13. (P5. 2 パラ) 移転先の整備を急ぎすぎたために、給水ポンプ 4 機のうち現在機能しているのは 2 機だけである。しかもポンプから汲み出される水は泥水で、飲料には適さない。開放井戸も 2 つあるが、表面に藻が繁殖している。堆積物が沈殿するのを待ってから井戸水を使用し始めたにもかかわらず、強烈な臭いがする。そのためマインターヤー村近くの 20 世帯ほどは、同村の井戸を使い、別の 20 世帯は清潔な水を購入している。それ以外の世帯は実行可能な選択肢をもたないため、汚い水を使うしかない。かつて住んでいた土地では、住民は清潔な水を存分に使うことができたため、買う必要などなかった。

【事実関係】

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 2014 年 6 月中旬頃までは、緬政府による累次に亘る改善の取り組みにも関わらず、移転地内に設置された井戸 7 か所のうち、うち 6 か所の井戸は使用可能だが（1 箇所はポンプが破損）、いずれも生活用水としての使用は問題ないものの、飲用水としては使用されていない（飲用水は移転地近隣の井戸が利用される、又は、移転住民のうち自宅内に井戸を掘った世帯から購入）状況にあった。
- ・ 上記状況を踏まえ、2014 年 6 月中旬以降、さらに緬政府が改善を行った結果、7 月 1 日時点では移転地内に 8 か所の井戸が設置され、全ての井戸は使用可能。8 か所の井戸のうち 1 か所の開放式井戸と 2 か所のハンドポンプ式井戸は飲料水に使用されはじめており、5 箇所は生活用水としてのみ使用されている状況。（依然として、住民は、移転地近隣の井戸の利用及び移転住民のうち自宅内に井戸を掘った世帯からの購入も行っている。）

【対応】

- ・ 緬政府は課題を認識し、2014 年 6 月 14 日より新たに 4 本の深井戸を掘削する等、累次に亘って改善に向け取り組んでいる。引き続き状況を注視すると共に、JICA としても緬政府に対し必要な支援を行っていく。

7) 申立人が受けた被害 (P5~6)

指摘 14. (P5. 3 パラ:A's parents~) A の両親は移転前 20 エーカーの土地を所有していたが、その土地は使用されていなかった。土地は 1997 年に収用され、建設発生土で埋め尽くされたため、農地として使うことができなかったのである。移転前の数年間、A はヤンゴン近くの衣料品工場でミシンの機械工として働き、1 カ月 11 万~12 万チャット (113~124 米ドル) を稼いでいた。A は、政府が用意した質の悪い家を受取らず、移転先で自ら家を建てることを選んだ。新しい家を建てるのに、雨季に発生する洪水の可能性を防ぐための砂を住宅用地に埋める費用を含め、彼は約 600 万チャット (6,185 米ドル) を費やした。現在、家を完成させるために父親と叔母に借りた 270 万チャット (2,784 米ドル) の借金を抱えている。また、家を建てるのに 40 日前後かかったために、A はその間衣料品工場で通常通りの仕事をする事ができなかった。彼が受け取った 28,000 チャット (29 米ドル) (1 日 4,000 チャットを 7 日分の計算) は、移転が原因で仕事を失った代償としては十分ではない。家を建て、移転先に転居するために仕事を離れていたせいで、今 A は週に 2 日と工場で臨時の仕事があって呼ばれたときしか働いていない。月収は 10 万チャット (103 米ドル) だ。家の前に妻も一緒に働ける縫製店を開こうと計画している。

【事実関係】

個人情報であり非公表

指摘 15. (P5. 最終パラ) B は合計 3.5 エーカーの農地を所有している。家族は以前 400 ヘクタール区域の傾斜地にある 1 ヘクタールの農地でキャベツ、ナス、バラ、ビンロウの実を栽培していた。移転プロセスが進んでいる今もなお、彼はその土地に住み続けている。家族は牛を 6 頭、鶏を 30 羽飼っている。B の家族はさらに 2,000 ヘクタール区域にも 2.5 エーカーの農地を所有しており、そこでは現在米を栽培している。

補償金の最初の 1 回分を受取り、移転先で新しく家を建て始めてから、B は家を完成させる、あるいは作物を栽培し家畜を育てるために代わりの土地を購入するには、補償金が十分でないことに気がついた。そのため彼は 2 回目と 3 回目の分割補償金の受け取りを拒否した。B は親族と質屋に 450 万チャット (4,639 米ドル) の借金がある。さらに、政府は住み続けている 400 ヘクタール区域の土地でビンロウの実などの作物の栽培をやめるよう彼に命じている。

【事実関係】

個人情報であり非公表

指摘 16. (P6.2 パラ) C が住んでいる場所は SEZ プロジェクトの対象である 2,400 ヘクタール区域からは外れているが、2,000 ヘクタール区域に 4 エーカーの田んぼをもち、利益を妹（姉）と共有している。彼らの取り決めでは、C が乾季に、妹（姉）は雨季にその土地で農業を行っていた。ところが、2012 年 12 月からミャンマー政府が Zarmani 貯水池から C が妹（姉）と共有する水田を含むおよそ 600 ヘクタールの農地に対する灌漑用水の配給を中止した。C はもう 2 年間も 160 万チャット（1,649 米ドル）の年収が得られる乾季の稲作ができないにもかかわらず、生計手段を失ったことに対し政府からは何の補償もない。彼は 2,000 ヘクタール区域にさらに稲作用の 10 エーカーの農地を持ち、毎年雨季に 1 種類の作物を収穫している。

【事実関係】

- ・ 個人情報であり非公表

3./4. 申立人が考える JICA のガイドライン不遵守の条項及び不遵守の真実、被害との因果関係

指摘 17. (P7.3 パラ) 2013 年 11 月 4 日にはようやく完全な RWP 案が公開されたのだが、2013 年 11 月末に非政府組織 (NGO) に教えてもらうまで、申立人はそのことを知らなかった。2013 年 12 月までには、B の世帯を除きフェーズ I の対象となる 67 世帯全部が移転を終えた。

【事実関係】

「2013 年 11 月 4 日にはようやく完全な RWP 案が公開された」

- ・ 事実。
 - ・ 2013 年 11 月 4 日に、RWP 案が、ティラワ SEZ 管理委員会事務所、タンリン及びチャウタンタウンシップの General Administration Department (GAD) で公開された (ティラワ SEZ 管理委員会事務所では緬語・英語の両方を、タウンシップの GAD では緬語版を公開)。
 - ・ 緬政府は、更に Web-site でも公開し
http://www.mediafire.com/view/dmbchg5u2vg9535/110413_RWP_Final.pdf
- 公開に際しては、各 Township Office, Village Office および市場にて公開にかかる告知が掲示された。
- ・ また緬政府は、2013 年 11 月 8 日付けの Myanmar Alin と The Mirror の 2 紙でウェブサイト掲載を告知し、さらに同紙面ではハードコピーの閲覧場所について説明。

「2013 年 11 月末に非政府組織 (NGO) に教えてもらうまで、申立人はそのことを知らなかった。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 上記の通り、緬政府は RWP 案の公開につき広く周知を行った。申立人が知っていたかどうかは不明。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 4.
「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティーとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。」

- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：緬政府は広範に周知を行っており、特段の JICA GL 違反事項がない。

a. アカウンタビリティの確保 (P8)

指摘 18. (P8. 1 パラ) プロジェクトの提案者—ヤンゴン管区政府 (YRG) および MJ ティラワ・デベロップメント社 (MJTD) —は移転業務計画 (RWP) および環境影響評価 (EIA) を提出し、現在実施プロセスにあるが、このどちらも JICA の基準を満たしていない (申立人は、RWP および EIA がどのような点で基準に達していないのかについて、より詳細な説明を以下に記載している)。プロジェクトの企画立案および実施プロセスを通して、JICA は移転および生計手段計画の実施は YRG の責任であると主張し、RWP および EIA の不備に関するコミュニティの不满をかわしてきた。実施に係る主要な責任はプロジェクトの提案者にあるという点について議論の余地はないが、JICA の対応は完全に的外れである：YRG が JICA のガイドラインを遵守してコミュニティへの悪影響を緩和するよう徹底を図るのは、JICA の責任なのだ。また、JICA が説明責任を果たさなければ、コミュニティの住民が苦しむことに直接結びつく。なぜなら、以下のパラグラフでも説明しているように、住民が被った損害は JICA ガイドラインの不遵守と明らかに関連があるからだ。

【事実関係】

「プロジェクトの提案者—ヤンゴン管区政府 (YRG) および MJ ティラワ・デベロップメント社 (MJTD) —は移転業務計画 (RWP) および環境影響評価 (EIA) を提出し、現在実施プロセスにある」

- ・ 事実。
- ・ RWP 及び EIA に係る体制については以下の通り。
 - EIA については、日緬の民間企業により作成され、2013 年 12 月に緬政府が承認。
 - RWP については、ティラワ SEZ 管理委員会の支援の下、ヤンゴン地域政府が作成。JICA からも専門家を派遣し RWP 作成を支援。

「どちらも JICA の基準を満たしていない (申立人は、RWP および EIA がどのような点で基準に達していないのかについて、より詳細な説明を以下に記載している)。」

- ・ 事実ではない。
- ・ JICA 環境社会配慮ガイドラインにおいては、環境影響評価は JICA 環境ガイドラインの別紙 2 及び世界銀行 Operational Policy 4.01 Annex B、住民移転計画は世界銀行の Operational Policy 4.12 Annex A、に定める内容が含まれることが望ましいとされている。(参考 1) 世界銀行 Operational Policy 4.01 Annex B 概要 (EIA 掲載項目)
 - ・ 政策的・法的・行政的枠組み
 - ・ プロジェクトの概要の記述
 - ・ 前提となる基本情報の整理
 - ・ 環境への影響の予測・評価
 - ・ 代替案の分析
 - ・ 環境管理計画 (EMP) の策定

- ・ ステークホルダー協議

(参考2) 世界銀行 Operational Policy 4.12 Annex A 概要(住民移転計画書掲載項目)

- ・ プロジェクトの説明及び潜在的な影響の特定
- ・ 社会経済調査の結果
- ・ 住民移転の実施にあたっての法的・制度的枠組みの分析
- ・ 受給資格要件の整理
- ・ 損失資産の評価及び対応する補償水準の検討
- ・ 各受給資格者に対する補償・支援内容の整理
- ・ 移転先地の整備計画等
- ・ 住民参加
- ・ 苦情処理手続き
- ・ 実施体制
- ・ 費用と予算
- ・ モニタリング及び評価

- ・ EIA 報告書及び RWP については、これらの内容に沿って作成されたものであり、JICA は環境社会配慮ガイドラインと特段の乖離は見られないと評価。

- ・ 住民協議会については、EIA については2回開催。参加した住民より地下水量や地盤高のモニタリングにつき提案がなされ、同意見は報告書に反映されている。

(参考3) EIA における住民協議会

- ・ 第1回目：2013年4月8日
チャウタунシップの下各村から住民に周知が行われ、2名の住民が参加。
- ・ 第2回目：2013年8月23日
第1回目の周知方法に加え、本事業の予定地に住む住民に招待状が送付され、1名の住民が参加。

- ・ RWP については、住民協議会は4回開催され、その後累次に亘りグループ別（稲作農家、畑作農家、日雇労働者等）個別の住民協議が開催された。緬政府は住民より複数の要望を受け、補償・支援内容につき、当初政府案を修正し住民意見を反映させた。同内容は RWP に記載。

(参考4) 住民要望反映の例

- ・ 稲作農家、野菜農家への補償年数の増加（それぞれ年間収量の3年分⇒6年分、2年分→4年分）
- ・ 移転地の各世帯の区画面積を拡大
- ・ 各戸への配電・電気メーターの設置（当初政府案は移転地入口までの配電線整備）

- ・ メインアクセス道路の舗装（当初政府案はラテライト舗装→コンクリート舗装に変更）

（参考 5）RWP における住民協議会

- ・ 第 1 回（2013 年 2 月 14 日）：住民 62 名（計 80 名）
- ・ 第 2 回（2013 年 6 月 11 日）：住民 95 名（計 107 名）
- ・ 第 3 回（2013 年 7 月 30 日）：住民 151 名（計 167 名）
- ・ 第 4 回（2013 年 9 月 21 日）：住民 153 名（計 161 名）

（注）住民には、Class A 区域住民及び周辺区域住民を含む。また住民以外人数には、緬政府関係者、報道関係者等を含む。

「実施に係る主要な責任はプロジェクトの提案者にあるという点について議論の余地はないが、JICA の対応は完全に的外れである：YRG が JICA のガイドラインを遵守してコミュニティへの悪影響を緩和するよう徹底を図るのは、JICA の責任なのだ。また、JICA が説明責任を果たさなければ、コミュニティの住民が苦しむことに直接結びつく。」

・ 事実ではない。

・ JICA ガイドラインでは、「JICA は、プロジェクトの環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、相手国等の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないように、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う（1.4 環境社会配慮の基本方針、p3）」と規定されている。本プロジェクトの住民移転の責任は緬政府にあり、緬政府は上記【事実関係】にて記載の通り RWP 作成においてコミュニティの意見を反映している。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項①：1.1 理念
「環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。」
- ・ 関連 GL 条項②：別紙 1 非自発的住民移転 4.（抜粋）
「（前略）住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。」
- ・ 関連 GL 条項③：別紙 2 カテゴリー A に必要な環境アセスメント報告書、他
（略）
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。

- ・ 根拠：上記【事実関係】に記載の通り、EIA、RWP の記載事項は、JICA は環境社会配慮ガイドラインと特段の乖離は見られず、作成プロセスにおいてステークホルダーの参加及びステークホルダーからの意見の反映等が確保されていること等。

b. ステークホルダーからの質問に対する回答 (P8)

指摘 19. (P8.3 パラ) 申立人およびティラワ地域のコミュニティーを代表するティラワ社会開発グループ (TSDG) は何度も JICA にレターを送り、プロジェクトが原因で住民の生活状況がますます悪化していることを知らせ、問題の解決方法を議論するための会合を開くよう JICA に要請している。プロジェクトの JICA ガイドラインの遵守に関する質問も、レターの中で提起した。最近では TSDG が 2014 年 4 月 23～25 日の間に JICA との会合を求めたが、やはり JICA は適切な対応を行わなかった。村民に何の対応もしないまま、JICA は 4 月 23 日、本プロジェクトに投資する決定を下した。JICA ガイドラインの違反は村民が被った損害に直接因果関係がある。会合を開き協議をしたいという村民の要請に答えていれば、JICA は移転プロセスの多くの欠点に対処する機会があったはずなのだから。

【事実関係】

「申立人およびティラワ地域のコミュニティーを代表するティラワ社会開発グループ (TSDG) は何度も JICA にレターを送り、プロジェクトが原因で住民の生活状況がますます悪化していることを知らせ、問題の解決方法を議論するための会合を開くよう JICA に要請している。プロジェクトの JICA ガイドラインの遵守に関する質問も、レターの中で提起した。」

- ・ 事実。
- ・ Thilawa Social Development Group (TSDG) からの要望を受け、2013 年 10 月 15 日に、ティラワ地区近郊で JICA 民間連携事業部長及びミャンマー事務所長が同団体メンバーと面談。
- ・ 住民団体側からは、住民参加のあり方、土地の補償、緬政府側の協議姿勢等について指摘があり、政府との補償交渉における住民側のバックアップを依頼。JICA 側からは、JICA は政府と被影響住民との仲裁をする立場にはなくバックアップすることは困難であることを伝えつつ、住民から聴取した内容については、適宜緬政府に伝えつつ、引き続き事実関係を確認していく旨発言。
- ・ その後、TSDG より 2013 年 10 月 29 日、2014 年 1 月 27 日、2 月 5 日、4 月 7 日、4 月 30 日に JICA 宛にレターが接到。

「最近では TSDG が 2014 年 4 月 23～25 日の間に JICA との会合を求めたが、やはり JICA は適切な対応を行わなかった。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ JICA からは、2014 年 2 月 3 日以降、当該国政府と現地ステークホルダー間の対話が円滑に行われることを重視し、緬政府が TSDG の話を聞く用意がある旨意向確認した上で、まずは緬政府とよく対話をするよう累次に亘り TSDG に促してきた。
- ・ TSDG が 2014 年 4 月 23～25 日の間に JICA との会合を求めたのは事実。
- ・ 2014 年 5 月 28 日に JICA ミャンマー事務所より、TSDG に対し、5 月 30 日に緬政府、

JICA と三者で対話を行うことを要請。

- ・ 翌日、TSDG より 5 月 30 日は困難であり、①翌週に日本で TSDG 代表等と JICA と対話、又は②6 月第 2 週に TSDG 代表等がミャンマーに帰国した後に日程を再調整したいとの連絡あり。
- ・ 同連絡に対し、JICA からは①及び②の双方を行ってはどうかと提案。6 月 6 日に TSDG 代表を含むティラワ住民等と JICA 本部において対話を行った。
- ・ JICA、緬政府、TSDG との対話は 2014 年 7 月 8 日に実施。

「村民に何の対応もしないまま、JICA は 4 月 23 日、本プロジェクトに投資する決定を下した。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ JICA は 2014 年 4 月 23 日に合弁事業契約書に調印。
- ・ 一方、上述の通り、2013 年 10 月 15 日に、ティラワ地区近郊で JICA 民間連携事業部長及びミャンマー事務所長が同団体メンバーと面談を行い、意見交換を行っている。
- ・ また JICA からは、2014 年 2 月 3 日以降、当該国政府と現地ステークホルダー間の対話が円滑に行われることを重視し、緬政府が TSDG の話を聞く用意がある旨意向確認した上で、まずは緬政府とよく対話をするよう累次に亘り TSDG に促している。
- ・ 更に、実査、JICA 専門家、緬政府等を通じた状況確認を累次に亘り実施し、JICA 専門家を活用し、緬政府による生計回復支援に対する支援等も実施している。村民に何の対応もしていないというのは事実ではない。

「JICA ガイドラインの違反は村民が被った損害に直接因果関係がある。会合を開き協議をしたいという村民の要請に応じていれば、JICA は移転プロセスの多くの欠点に対処する機会があったはずなのだから。」

- ・ 事実ではない。
- ・ Thilawa Social Development Group (TSDG) からの要望を受け、2013 年 10 月 15 日に、ティラワ地区近郊で JICA 民間連携事業部長及びミャンマー事務所長が同団体メンバーと面談し、緬政府と住民間のグループ別、個別協議状況等を踏まえ寄せられた数多くの指摘事項につき意見交換を行っている。
- ・ その後 TSDG よりレターで寄せられた指摘事項や報道内容等を含め、外部からの指摘事項については把握していない事項がある場合には JICA 専門家を通じた確認等により状況を把握し、問題の有無を確認。
- ・ 更に、実査、JICA 専門家、緬政府等を通じた状況確認を累次に亘り実施し、JICA 専門家を活用し、緬政府による生計回復支援に対する支援等も実施している。
- ・

【対応】

- ・ 緬政府が現地ステークホルダーとの協議を主体的に行うことを原則とし、両者間の対話が円滑に行われることを重視しつつ、住民団体等からの面談要望等については、引き続き JICA として真摯に対応していく。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：1.4 環境社会配慮の基本方針（重要事項 4:ステークホルダーの参加を求める）

「JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。」
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：2013 年 10 月 15 日の TSDG との面談や、2014 年 6 月 6 日の TSDG 代表を含むティラワ住民等との面談など、ステークホルダーからの要望には JICA として応じている。また上述の通り、2014 年 2 月 3 日以降、緬政府が TSDG の話を聞く用意がある旨意向確認した上で、まずは緬政府とよく対話をするよう累次に亘り TSDG に促している。

c. 相手国等が行う環境社会配慮の支援と確認 (P9)

指摘 20. (P8. 4 パラ) RWP および EIA の不備は書類上でも明らかである。例えば EIA は生計手段と移転の問題に合計 2 ページを割いているが、プロジェクトは地域の経済機会を増やすといういいかげんな結論と、ミャンマー政府がすべての社会的影響の問題に対応することになっているとの記述を除いては、何の分析も行われていない。以下に記す RWP における極めて多くの不備に加え、さまざまな損失に対し村民に支払われる補償金の水準および形式の正当性を証明しておらず、土地ベースの補償金または原状回復について検討することさえもせず、移転した村民が持続可能な新しい生計手段を確立するために必要なリソースおよびオプションを分析していない。

【事実関係】

「RWP および EIA の不備は書類上でも明らかである。例えば EIA は生計手段と移転の問題に合計 2 ページを割いているが、プロジェクトは地域の経済機会を増やすといういいかげんな結論と、ミャンマー政府がすべての社会的影響の問題に対応することになっているとの記述を除いては、何の分析も行われていない。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ EIA 報告書は日緬の民間企業により作成。
- ・ 住民移転は緬政府側が対応することとされていた。
- ・ EIA には社会影響について記載あり。
- ・ EIA 報告書作成当時 (2013 年 9 月 30 日時点)、RWP はまだ作成過程で、緬政府より公表されておらず、EIA を作成した民間企業は、事業対象地に居住もしくは生計活動を行っている住民の状況や影響の程度を知り得る立場にはなかった。そのため、EIA における社会影響に係る記述については限定的なものとなっている。
- ・ ただし、EIA における社会影響の記述については、RWP において補完されており、また JICA は環境レビュー時において社会影響について確認している。

「以下に記す RWP における極めて多くの不備に加え、さまざまな損失に対し村民に支払われる補償金の水準および形式の正当性を証明しておらず、土地ベースの補償金または原状回復について検討することさえもせず、移転した村民が持続可能な新しい生計手段を確立するために必要なリソースおよびオプションを分析していない。」

- ・ 事実ではない。
- ・ RWP においては、補償支援水準、補償支援の様式、算定方法等につき、第 5 章の Table 1 Entitle Matrix (P24~27) に、土地の取扱いについては第 2 章の「2.2. Resettlement Scope」に、また生計回復計画については転職先として想定される具体業種例 (約 20 業種) や同職に就くための支援内容例、職業斡旋の方向性等につき第 7 章 (P32~34) に説明/分析がなされている。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項①：1.1 理念
「環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。」
- ・ 関連 GL 条項②：別紙 1 非自発的住民移転 4.（抜粋）
「（前略）住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。」
- ・ 関連 GL 条項③：別紙 2 カテゴリー A に必要な環境アセスメント報告書
（略）
- ・ 関連 GL 条項④：1.5 JICA の責務、他
「プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国等であるが、JICA は、ガイドラインに沿って相手国等が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じて II と III に従って行う。」
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：指摘されている EIA における社会影響の分析については、確かに限定的な記載ではあるが、RWP にて補完されていることに加え、JICA として環境レビュー時においてもあわせて社会影響について確認を行っている。その他 RWP における分析についても【事実関係】の通りの説明/分析がなされている。

d. 社会環境と人権に適切に配慮 (P9~10)

指摘 21. (P9. 3 パラ) ティラワ・プロジェクトのフェーズ I 対象地域の多くの住民—すでに移転を終えた人々—は、ひどく有無を言わせぬ雰囲気の中で移転同意書に署名するよう促されたと述べている。また、YRG および地方政府の役人から、同意書に署名しなければ財産は破壊され、補償金も受け取れなくなると言われたという。さらに役人は、提示された収用案を受け入れなければ政府は裁判に訴えたとほのめかしたため、ほとんどの村民は怯えていた。

【事実関係】

「ティラワ・プロジェクトのフェーズ I 対象地域の多くの住民—すでに移転を終えた人々—は、ひどく有無を言わせぬ雰囲気の中で移転同意書に署名するよう促されたと述べている。また、YRG および地方政府の役人から、同意書に署名しなければ財産は破壊され、補償金も受け取れなくなると言われたという。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ JICA は緬政府関係者や JICA 専門家の関係者で住民との協議をモニタリングしていたスタッフなど様々な確認を行ったが、合意文書に署名しなければ住民の資産が取り壊され、何の補償も得られないだろうといった発言がなされたことは確認されなかった。

「さらに役人は、提示された収用案を受け入れなければ政府は裁判に訴えたとほのめかしたため、ほとんどの村民は怯えていた。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 「住民が提示された土地収用を受け入れなければ、裁判所の判断を仰がなければならない、といったことも行政官によりほのめかされていた」との部分については、第 4 回住民協議会におけるセ・アウン ティラワ SEZ 管理委員会委員長による説明を指していると考えられるが、同委員長の発言記録は以下の通り。

Set Aung said there are two options for local people:

- 1) dispute on the land ownership and insist to claim compensation for land, and
- 2) no dispute on the land ownership and accept assistance calculated in line with International Standards.

If the local people choose the first option, they have to show their ownership evidence. That will be complicated. They have to abide by the law and seek for the decision of the court. If they win, they will get compensation for land. If they lose, they will not get any compensation for land. If the local people choose second option, they will get assistance what they deserve to.

Which option they chose is up to their decision. He doesn't want to say local people how to do.

But if they choose the first option, they have to confront with Yangon Regional Government. As it is beyond the control of him (U Set Aung), Yangon Regional Government will take care of in accordance with the law.

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 3.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：TSDG からの指摘等を受け、緬政府や住民等に確認を行ったが、指摘された事項は確認されなかったこと。また緬政府が当初の補償・支援案から譲歩し、住民からの要望を補償・支援内容に反映した多数の事例、個別の住民協議時に住民からの要請を受け DMS をやり直した事例等、住民要望に応えた事例（下記参考）が確認されたこと。

（参考）緬政府が住民意向を汲んだ例

- ・ 稲作農家への補償年数の増加。（年間収量の 3 年分→6 年分）
- ・ 野菜農家等への補償年数の増加。（年間収量の 2 年分→4 年分）
- ・ 移転先地の区画面積の拡大。
- ・ 移転先地における各戸への配電・電気メーターの設置。
- ・ メインアクセス道路のコンクリート舗装の実施。
- ・ 移転先地での家屋の建設において、住民からの要望により家屋建設費を支払い、住民が家屋を建設することを受入。
- ・ 未移転世帯（一世帯）との交渉において、個別協議時に DMS 結果を修正し、支援金の支払対象の牛の頭数を増やすことに合意。
- ・ 農耕器具の補償金に関しても、当初、政府側案と住民要望に少し開きがあったが、最終的に住民の要望する金額で支援金を支払い。

指摘 22. (P9. 4 パラ) 申立人のうち 2 名は、移転同意書に署名するよう強制された。住宅部の役人は B を数回にわたり呼び出して移転同意書に署名せよと圧力をかけた。2013 年 10 月 29 日にはある役人に、民主主義のプロセスに従えば、大多数の住民がすでに署名しているのだから、彼はすでに負けたのだと言われた。署名しなければこの件を YRG に報告するとも脅された。結局 B は同意書に署名した。そして署名していないのは 68 世帯のうち 1 世帯のみとなった。最後に署名したのは A である。SEZ 管理委員会は A を説得するために何度も彼の家にやって来て、夜遅くまで待っていた。この話を聞いた A が家を離れると、何回も何回も彼を呼び出しては家に戻るよう要請し、次に彼の父親の家にまで行った。A は父親に説得されて、とうとう同意書に署名した。

【事実関係】

- ・ 個人情報であり非公表

指摘 23. (P9. 5 パラ) 住宅局の役人と管区警察の警察官から同意書に署名しろと脅しを受けた女性もいる。2013 年 1 月に 14 日以内の退去を命じる通知が村民に出されたとき、この女性の家族はいつでも移転できるように、そして土地にまだ住んでいるとみなされて逮捕されないように家を取り壊した。ところが移転が予定通り実施されなかったため、彼女は 2 軒の小屋を建ててそのうちの 1 つで生活し、もう 1 つをやぎ小屋にした。村民の財産調査が行われた際、役人はかつて建っていた彼女の家を財産に含めなかったため、提示された補償額はスズメの涙ほどになってしまった。そこで彼女は移転同意書への署名と、そんな低い額の補償金の受け取りを拒否した。住宅部の役人は、署名しないのなら起訴すると女性を脅した。さらには警察署に召喚され、署名しなければ公務員である夫とその上司を刑務所に入れると言われた。警察官は替わりの家と土地は約束できないが、十分な額の補償が得られることは約束すると言った。数日にわたって警察官は繰り返し彼女を呼び出して、なぜまだ同意書に署名していないのかと尋ねた。女性は言われた通りにすると決めたが、同意書の内容を読むことは許されなかった。彼女が受け取ったのは土地にある 2 軒の小屋の分の補償金 80 万チャット (825 米ドル) のみで、SEZ 開発事業が始まる前に元々所有していた家の補償金はもらっていない。

【事実関係】

- ・ 個人情報であり非公表

e. 適切なタイミングでの支援供与 (P10～11)

指摘 24. (P10 最終パラ～P11.1 パラ) おそらく移転先地が十分整備されていない状態で移転を行われたため、移転先地で以下のような問題が生じている。

- ・ 排水設備が整っておらず、乾季でさえ水につかることがある。雨季が懸念される。
- ・ 4つのポンプ式井戸のうち2つだけが動いている。井戸の水は飲用に適していない。2つの open well からは異臭がし、藻が生えている。
- ・ 移転前に通っていた学校まで遠く、交通費が高いため、学校に通えない子供がいる。最近まで、キャパシティー不足で、移転地近郊の学校は児童受入を拒否していた。
- ・ 現在は移転地近郊の学校に通えることとなったが、親たちは先生や他の生徒たちに不公平な負担を強いられることがないか懸念している。

【事実関係】

<排水>

「排水設備が整っておらず、乾季でさえ水につかることがある。雨季が懸念される」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 排水設備が整っていないという点は事実ではない。雨季が懸念されるかについては不明。状況は以下の通り。
 - ・ 道路沿いの排水路はほぼ完成。多くの部分はコンクリート製の蓋で覆われている。(一部はオープン型の部分あり。)
 - ・ 排水路の側壁を一部削って、住宅区画内の水が排水路に排出できるようになっている。
 - ・ JICA 専門家によれば、オープン型であったとしても移転地住民が排水溝に多量のゴミを捨てる等、排水溝機能を低下させる問題が発生しない限り、排水溝としての機能は保たれると考えられるとのこと。
 - ・ 住宅区画の地盤は道路よりも低い。JICA 専門家によれば、ヤンゴン地域やエーヤワディ地域のような低地・平坦地では道路がアクセスの基幹ライフラインとなるため水没しないように他の土地より嵩上げするのは通常の措置であるとのこと
 - ・ 現地では雨季が始まり、6月に入りほぼ毎日雨が降っている。6月13日には大雨が降り、降雨の最中及び雨が止んだ後に移転地の状況を緬政府と JICA 専門家が確認を行った。その結果、雨水排水については排水溝が機能しており、加えて一部の世帯の住民が自分のプロットに土を盛るなど対応策を講じており、雨による床下浸水等の大きな被害は認められなかった。他方、現在誰も住んでいない家屋では、敷地内に雨水やゴミが溜まっている状態にあった。

<井戸>

「4つのポンプ式井戸のうち2つだけが動いている。井戸の水は飲用に適していない。2つの open well からは異臭がし、藻が生えている」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 井戸の数は事実ではない。井戸の水が飲用に適していないのは、異議申立書提出時点では事実であったが、現在は状況が変わっている。2014年6月14日より緬政府が深井戸掘削（4か所）を掘削し、2014年7月1日時点では8箇所が使用可能。（開放式井戸1本、ハンドポンプ式2本は飲用水としても使用されはじめている。）

<学校>

「移転前に通っていた学校まで遠く、交通費が高いため、学校に通えない子供がいる。最近まで、キャパシティー不足で、移転地近郊の学校は児童受入を拒否していた。現在は移転地近郊の学校に通えることとなったが、親たちは先生や他の生徒たちに不公平な負担を強いられることがないか懸念している。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 交通費が原因で学校に通えなかった児童は1名（現在は移転地近郊の学校に通っている）。
- ・ 移転地近郊の学校が児童受入委を拒否していたというのは事実ではない。
- ・ 移転先地の児童に不公平な負担が強いられたとの事実は確認されていない。
- ・ 上記については、指摘9.及び10.に記載した【事実関係】参照。
- ・ 「親たちは先生や他の生徒たちに不公平な負担を強いられることが無いか懸念している」が事実かどうかは不明。

【対応】

<排水>

- ・ 今後、仮に住宅区画の地盤が道路より低いことが原因となって冠水の問題が生じる場合には、緬政府と住民が協議を行ない、可能な対応策につき検討し措置を講じることが重要であり、必要に応じ、JICA としてもかかる協議が円滑に行われるよう支援を行う。

<井戸>

- ・ 緬政府は課題を認識し、2014年6月14日より新たに4本の深井戸を掘削する等、累次に亘って改善に向け取り組んでいる。引き続き状況を注視すると共に、JICA としても緬政府に対し必要な支援を行っていく。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、

移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。

- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：
 - ・ 移転先地の生活環境においては、移転前よりも多くの改善がみられる。
 - ・ 井戸の水質など課題はあるが、緬政府が解決に向け努力を行っている。

指摘 25. (P11.3 パラ) 住民は、移転先地のインフラや生計回復支援プログラムを整備する前に、性急な移転を強いられ、住居、水、教育へのアクセスなどが適切に提供されなかった。移転前に信頼できる生計回復支援が策定されず、仕事が無く、生計の糧となる土地も無い中で、多くの住民が所持品の売却を強いられ（含む、住居）、約 20 名の住民が移転地を去り、残った住民の大多数が借金をしている。

【事実関係】

「住民は、移転先地のインフラや生計回復支援プログラムを整備する前に、性急な移転を強いられ」

- ・ 一部事実かどうか不明。
- ・ 生計回復支援プログラム策定の背景・経緯については、指摘 2.の【事実関係】を参照。
- ・ 性急な移転を強いられたかどうかについては不明。

「住居へのアクセスが適切に提供されなかった」

- ・ 事実ではない。
- ・ 移転先地の住居建設の経緯については、指摘 11.の【事実関係】を参照。

「水へのアクセスが適切に提供されなかった」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 移転当初及び異議申立書提出時点で、住民が移転先地の井戸で飲用可能な水にアクセスできなかったのは事実。ただし現在は緬政府が新たな井戸を掘削し状況が改善、飲用可能な水へのアクセスが確保されている。詳細経緯は指摘 24.の【事実関係】を参照。

「教育へのアクセスが適切に提供されなかった」

- ・ 事実ではない。
- ・ 移転先地近隣の学校への児童の転校の経緯については、指摘 10.の【事実関係】を参照。

「移転前に信頼できる生計回復支援が策定されず、仕事が無く、生計の糧となる土地も無い中で、多くの住民が所持品の売却を強いられ（含む、住居）」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 生計回復支援の策定及び仕事の状況については、指摘 2 の【事実関係】の通り。
- ・ (参考 1) の通り、緬政府は、用地は取得済であり、移転住民は土地に対する法的権利を有していないとの立場であるため代替農地は提供されていない。
- ・ JICA 専門家によれば、これまでの政府及び JICA 専門家の聞き取りでは家財を売却したケースは確認されていない。一方、2014 年 3 月に実施した生計・生活状況調査では、移転地に居住する全 42 世帯中 35 世帯が移転に際し、新たに家具（食器棚や洋服ダンス等）や電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気調理器、ステレオ、カラオケ等）を購入し

たと回答。

「約 20 名の住民が移転地を去り」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 約 20 世帯の住民が住宅を売却したのは事実（2014 年 6 月 15 日時点で 19 世帯が住居を売却）。売却理由については不正確。（各世帯の家屋売却理由等は個人情報を含むため非公表）

「残った住民の大多数が借金をしている」

- ・ 一部事実かどうか不明。
- ・ 大多数の住民が借金をしているかは不明だが、10 世帯程度借金をしていると考えられる世帯がある。
- ・ 本年 3 月 10 日～23 日に JICA 専門家が、2 週間かけて移転先地において各世帯にヒアリングを行ったところ、借金があると答えたのは 1 世帯。但し、JICA 専門家によれば、生活状況や近隣住民の話から、借金をしているだろうと思われる世帯が 10 世帯程度であると推察される由。借金と住民移転の因果関係は不明。指摘 7 の【事実関係】を参照。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2。

非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：
 - ・ 住民との協議に基づき補償・支援内容（生計手段を喪失する住民に対する、新たに生計手段を打ち立てるまでの移行期間における生計支援を含む）に合意し、適切に補償・支援がなされている(指摘 1.及び 2.の【事実関係】を参照)。
 - ・ 移転後、速やかに生計回復支援計画の立案を進めた。
 - ・ 移転先地の生活環境においては、移転前よりも多くの改善がみられる。
 - ・ 井戸の水質や居住地周辺の騒音など課題はあるが、緬政府が解決に向け努力を行っている。

指摘 26. (P11.4 パラ) 補償・支援金の支払い方法も多く住民に困難を強いている。申請人の A は、補償金を 2 度に分けて受け取ったが、最初の支払いでは移転先地の建物を完成させるのに十分でなく、2 度目の支払い後によりやく十分な材料を買うことができたが、このようなプロセスが建設を遅延させ、移転先地の材料輸送コストを増大させた。

【事実関係】

「補償・支援金の支払い方法も多く住民に困難を強いている。申請人の A は、補償金を 2 度に分けて受け取ったが」

- ・ 一部事実かどうか不明。
- ・ 分割支払いが行われたのは事実。住民に困難を強いているかは不明。JICA 専門家に確認したところ、分割払いの背景は以下の通り。
 - ・ 家屋建設前に全額を一括で支払う場合、住民は家屋を建設せずに受領した金額を持って、移転先地から去る恐れがある。
 - ・ 家屋建設前に全額を一括で支払う場合、緬政府は建設した家屋の質を確認することができない。(緬政府は、自分で家屋を建設する世帯に対しては、①最低床面積 (192square feet 以上)、②壁は bamboo mat walling 以上 (ただし実際には材木の壁や、煉瓦積みモルタルの壁にした住民の方もいる由)、③外壁を塗装すること (earth oil 等)、④トイレは fry proof structure (直下式ではなく、便槽を離す) としていくかにつき確認。)
 - ・ 上記の事情から、確実に仕様を満たした家屋を建設するために、支払いを 3 回に分割し各支払いに条件を付けて、条件を満たした世帯に対して家屋建設費用を支払った。
- ・ 2013 年 10 月 22 日に行われた移転先地の区画割り当てくじ引きの際に、ティラワ SEZ 管理委員会より各世帯が家屋を建設する場合の仕様と支払い方法 (3 回の分割払い) を説明したが、住民から異論は出なかった。

「最初の支払いでは移転先地の建物を完成させるのに十分でなく、2 度目の支払い後によりやく十分な材料を買うことができたが、このようなプロセスが建設を遅延させ、移転先地の材料輸送コストを増大させた。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 緬政府からは、第 1 回目の支払いで 52% (1,300,000 チャット)、第 2 回目の支払いで 28% (700,000 チャット)、第 3 回目の支払いで 20% (500,000 チャット) が支払われている。
- ・ かかる支払スケジュールについては、緬政府が 2013 年 10 月 22 日に住民に事前説明した際に特段の異論は出なかった。
- ・ 建設工事費用の支給も工程上の進捗を考慮して分割支給とされており、次の建設費の支給の要請があり、それまでの進捗が確認できれば緬政府側も支払いを速やかに行っ

ていた由。JICA 専門家に確認したところ、支払いが遅れたり分割したために工事が遅れたケースは確認されていないとのこと。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：
 - ・ 分割払いについては、緬政府は 2013 年 10 月 22 日に住民に対し事前に説明し特段の異論が出ていない。
 - ・ 分割払いは、住民自身が家屋を建設する場合の家屋の品質等につき一定以上の水準を確保する等のために行われたものであり、「相手国等が、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努める」との JICA GL 規程を実現するための手段であったと考えられる。
 - ・ 分割払い額も、建設工事に支障を来さないよう配慮されたものであると考えられ、補償及び支援が適切な時期になされたと考えられる。

指摘 27. (P11. 5 パラ) 2000ha 区域で灌漑用水供給停止の影響を受けた住民は、何の補償もされておらず、すでに 2 度乾季の収入を逸失している。

【事実関係】

「2000ha 区域で灌漑用水供給停止の影響を受けた住民は、何の補償もされておらず、すでに 2 度乾季の収入を逸失している。」

- ・ 事実。
- ・ 緬政府による灌漑用水供給の停止は、2012 年 12 月に行われた。
- ・ 2000ha 区域で同灌漑用水停止の影響を受けた世帯については、今後緬政府により調査が行われ、同区域の住民移転に係る補償・支援案の中で取扱いが検討される。
- ・ ただし、同停止の影響を受けたのは、Class A 区域は 1 世帯で、灌漑用水の供給を受けていた時も考慮した年間収穫量の 6 倍の補償・支援金が支払われている。

【対応】

- ・ 現在緬政府により 2000ha 区域における詳細社会経済状況調査が行われているが、可能な限り早期に灌漑用水停止の影響世帯への補償・支援の検討がなされるよう、JICA 専門家を活用し緬政府による円滑な調査実施を支援する。
- ・ JICA としては、2000ha 区域において灌漑用水供給停止の影響を受けた世帯についても、Class A 区域と同様の対応が行われるよう注視。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：
 - ・ 2000ha 区域については、今後住民移転を実施予定。
 - ・ 緬政府は、住民移転に伴う補償・支援案の算定等に向け、緬政府が詳細社会経済調査（DMS）を実施中であり、住民移転前に適切な時期に補償・支援を行うべく作業を行っている。

f. 再取得価格に基づく適切な補償

指摘 28. (P12.3 パラ～5 パラ) それぞれの家に与えられた土地は 1 つの区画につき通常 25 x 50 フィートだが、区画の間に道路を作るのにそれぞれの区画から許可を得ずに 5 フィート削っており、住居は家庭菜園を営むのに十分な大きさが無い。彼らが受け取った補償額は移行期間の困難に対する補償が含まれていない。RWP には移転前の住居と移転先地に建設された住居が経済価値及び質の面で等価地がどうかについて分析がない。家屋建設のために提供された金額は、生活可能な家を建設するために十分な金額ではなかった。

【事実関係】

「それぞれの家に与えられた土地は 1 つの区画につき通常 25 x 50 フィートだが、区画の間に道路を作るのにそれぞれの区画から許可を得ずに 5 フィート削っており、住居は家庭菜園を営むのに十分な大きさが無い。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ JICA 専門家に確認したところ、緬政府は各移転世帯には 25x50 フィートの区画を提供しており、道路建設のために区画を削ったとの事実はない。
- ・ 家庭菜園を営んでいる世帯はある。十分な大きさがどうかは評価が困難。
 - ・ 2014 年 6 月 13 日時点で、3 世帯が小規模ではあるが家庭菜園を始めている。係る世帯では、雨季前に庭先にウリ、バナナ、ランなどの苗木を植栽し始めたところであり、自家消費用と販売用にしたいと考えているとのこと。
 - ・ 家屋の大きさについては、差額補償で用いた面積をベースにすると、移転前よりも大きくなったのは 29 世帯、変わらない(変動が 20ft²(1.8m²)未満)のは 12 世帯、小さくなったのは 27 世帯。移転前よりも住居が小さくなった世帯については、移転前の住居の面積の差分につき、8,900ks/ft²の単価にて差額補償が行われた。以下が、移転前と移転後の床面積の変更の詳細。

No	Category	No of HH	備考
1	移転により 100ft ² 以上増加	11	移転前より大きくなった世帯：
2	移転により 20ft ² 以上、100ft ² 未満増加	18	
3	移転により 20ft ² 未満増加	2	移転前と然程変わらない世帯：
4	移転により 20ft ² 未満減少	10	
5	移転により 20ft ² 以上、100ft ² 未満減少	15	移転前より小さくなった世帯」 27
6	移転により 100ft ² 以上、200ft ² 未満減少	6	
7	移転により 200ft ² 以上、300ft ² 未満減少	3	
8	移転により 300ft ² 以上、400ft ² 未満減少	2	
9	移転により 400ft ² 以上、減少	1	
	合計	68	68

注) 実際の現状の家屋面積との差ではなく、補償算定上の面積の差。

「彼らが受け取った補償額は移行期間の困難に対する補償が含まれていない」

- ・ 事実ではない。
- ・ 緬政府と住民が合意した、生計手段の喪失等に対する補償・支援には新たに生計手段を打ち立てるまでの移行期間における生計支援が含まれている。

「RWP には移転前の住居と移転先地に建設された住居が経済価値及び質の面で等価値かどうかについて分析がない。」

- ・ 事実。
- ・ RWP に分析がないのは事実。
 - ・ 移転前家屋の大部分は、ニッパヤシの屋根、竹材 (bamboo mat) の壁、竹材の床、木材の柱、および竹材の骨組みという構造であった。
 - ・ 策定された RWP においては言及されていないものの、JICA 専門家の試算によれば、移転前家屋の最大のものであっても、94 万チャット程度の価格であったと考えられ、250 万チャットをはるかに下回ると考えられる。

(参考 1) 最大かつ他の家屋と比べて上質の家屋の概算

	項目	大きさ	数量	単価 (チャット)	合計 (チャット)
1	家屋の大きさ	24' x 25'			
2	素材				
(1)	屋根 (Zinc)	24' x 25'	1 式	400	240,000
(2)	壁 (木材)	25' x 9'	3 面	300	405,000
(3)	床 (木材)	24' x 15'	1 式	300	216,000
(4)	柱 (木材)	11'	13 本	300	42,900
(5)	骨組み (竹材)	11'	50 本	60	33,000
	合計				936,900

備考：

- 大きさは DMS 結果を参照。
- 屋根の大きさは測定していないため、家屋の大きさを代用。
- 柱は写真から推定。骨組みについても推定。

(参考 2) タンリン Township 周辺における各材料の売買価格。

項目	単価
ニッパヤシの屋根	630 チャット/10 pieces
Zinc の屋根	400 チャット/sqft
竹材の壁	60 チャット/sqft

板材の壁	300 チャット/ft
竹材の床	60 チャット/sqft
木材の床（板張り）	300 チャット/ft
木材の柱	300 チャット/ft
竹の骨組み	60 チャット/ft

(出所)JICA 専門家

「家屋建設のために提供された金額は、生活可能な家を建設するために十分な金額ではなかった。」

- ・ 事実ではない。
- ・ 住民が自ら家屋を建設する場合には、緬政府（建設省住宅局）は住民に住居建設費として 250 万チャットを支払った。
- ・ 同局が家屋を建設する場合、市場価格に基づき、通常 7,000～10,000 チャット/square foot で建設するとのことであるが、移転先地での家屋建設においては、家屋建設のみで約 210 万チャット（約 11,000 チャット/square foot、家の広さは 12×16 square foot）と通常の単価よりも高めの金額を設定し、その上にトイレ建設費用を加え 250 万チャットを支給した。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：
 - ・ 資産の損失に対する損失補償につき、緬政府は住民に対し、移転前の資産価格と比べ、改善又は少なくとも回復できるだけの価値のものを提供している。
 - ・ 緬政府と住民が合意した生計手段の喪失等に対する補償・支援には新たに生計手段を打ち立てるまでの移行期間における生計支援が含まれている

指摘 29. (P12.最終パラ～P13.1 パラ) 緬政府と合意した補償・支援では乳牛に対する補償は、乳牛から得られる収入の3年分とされていた。B氏は360,000チャットを6頭のウシに対し受け取ったが(1頭当たり60,000チャット)、2頭の牛からは一日10,000チャット程度収入が得られ、年間240万チャット程度収入があった。牛に対する補償水準は市場価格よりも遥かに下回っている。

【事実関係】

個人情報であり非公表。

指摘 30. (P13. パラ 1) Entitle Matrix には、豚や鳥に対する補償が含まれていない。

【事実関係】

- ・ 事実。
- ・ JICA 専門家に確認したところ、緬政府は、牛やバッファロー頭の大型家畜は移転後に移転先地にて飼育するのは不可能だが、豚や鳥等の小型家畜は移転先地に移動した後も飼育が可能、移転まで消費・売却が比較的可能との判断から、補償対象とはしなかったとのこと。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2。
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：上述の豚や鳥を補償対象としなかった緬政府の考え方に特段の問題は見当たらない。

指摘 31. (P13. パラ 1) 住民は補償金の算定根拠の詳細を受領していない。

【事実関係】

- ・ 事実。
- ・ 緬政府は、住民に対し、補償金の算定根拠の詳細を書面では提供していないが、説明は行い、また第 1 回支払時には支援金額の内訳のコピーが手交されている。具体的には以下の通り。
 - ・ 補償・支援金の算定は、建設省住宅局による市場価格を参照した単価、移転住民からの聞き取り、ティラワ SEZ 周辺地区における市場価格調査などを基に行われた。
 - ・ JICA 専門家によれば、同金額は、2013 年 9 月 24 日～10 月 1 日に実施された住民とのグループ・個別協議の際に各世帯へ支給する補償支援金額の説明に際し説明されているとのこと。
 - ・ また 1 回目支払い時に緬政府より住民に支援金額の内訳のコピーを手交。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.

非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：上述の【事実関係】に記した緬政府対応に、GL 違反事由は見当たらない。

指摘 32. (P13. パラ 1) 6年分のコメへの補償額等は強制的な consultation プロセスの結果合意されたものであり、意味のある住民の参加は達成されていない。

【事実関係】

- ・ 事実ではない。
- ・ 下記表の通り、稲作への補償を3年分から6年分に引き上げたり、移転先地の区画を拡大する等、補償・支援内容の策定に当たっては緬政府と住民との間で協議が行われ、住民意見を反映した補償・支援内容が策定されている。
- ・ 稲作農家等への補償・支援内容に係る住民と緬政府間の合意プロセスは以下の通り。

(参考)2013年9月23日～10月2日までの住民協議経緯 (JICA 専門家からの報告)

月日	主な経緯	備考
9月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> - 約30名の住民が参加。 - Thilawa Social Development Group が交渉への参加を要求し、最終的に政府側は交渉への参加を受諾しました。その結果、今後の交渉に向けた代表者の選任を依頼しました(交渉グループを形成)。交渉グループは、A.農地を持たない住民(非農家)、B.稲作農家、C.野菜農家、D.畜産農家の4グループで、各グループの1名はClass Aから選任し、残りはClass A外の住民です(面積比で人数を決めた模様)。 - 住民からの要求事項のヒヤリング。主な要求事項は、①土地(農地)の補償、②農作物への補償年数の増、③移転先地の区画サイズの拡大、④不労期間への補償日数を2週間への4点。土地(農地)の補償には、1千万 Kyat/acre を要求。 	
9月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> - 初日(9/23)に選任した各交渉グループからの代表者14名が参加(Class A-4名、Class A外-10名)。 - 代表者からの要求事項のヒヤリング。主な要求事項は、①土地(農地)の補償、②農作物への補償年数の増、③移転先地の区画サイズの拡大の3点に絞られた。土地(農地)の補償への要求額には、1千万 Kyat/acre から3百万 Kyat/acre へと大幅な譲歩もあった模様。④は、金額が小さいとして取り下げられました。 - 緬側からは支援の枠組みが再度説明され、同枠組みへの合意(合意文書への署名)への呼びかけがなされました。 	移転先地の区画に関しては、住民代表者から非農家、稲作以外の農家、稲作農家別に区画の大きさを変える案も出されたが、参加者内で揉めた模様。結果、統一した区画面積とすることで合意がなされました。住民側のこの段階での区画に対する要望は、最低40'X60'。
9月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> - 2日目(9/24)の合意文書への署名を呼び掛けた結果、62名(Class Aの被影響世帯のみ)が参加。 	レター・表の翻訳版を添付します。レターに添付の表は、被影響世帯と支

	- 37名（世帯）が、世帯別に支援内容・参考額が記載された表を添付したレターに署名依頼がなされました（ここでは交渉というよりは、表を用いた支援内容・額の説明と、損失資産内容のお互いの確認に近いと思われます）。	援（補償）項目・額を確認するにも用いられたもので、今後、この数値が変更となれば差し替えられます。
9月26日(木)	- 前日に引き続き、Class Aの被影響世帯と個別の交渉（同上）。	
9月27日(金)	- 午前中、ヤンゴン地域政府（YRG）に住民側の要望を伝え、農作物への支援年数を6年とすること、移転先地の区画を30'x40'に拡大することなどをYRG内で決定 - 夜、農民G代表者と電話で協議。農作物への支援を6年とすること、移転先地の区画を拡大し30'x40'とする旨を説明し、区間面積に関しては内諾。但し、道路のコンクリート舗装や各世帯への電線の引き込み・メーターボックスの設置を要望。一方、農作物への支援6年に対してもう少しの上積みを“要望”している状況 - 9/27現在、合計で41世帯が署名済み	MOCの内部基準では、被災難民などへ提供する区画は大きくても20'x30'であり、本件の区画はそれと比べて広い旨などを説明したとのこと。
9月28日(土)	- 9月28日（土）11:00～ 交渉。ここで農作物への支援は6年、移転先地の区画を30'x40'、移転先地の道路をコンクリート舗装、各世帯に電線を引きメーターボックスを設置することを受け入れる旨の説明。区画は最終的に25'x50'とし、残りの事項も合意（YRGも合意し、枠組みがほぼ確定）。 - 新たに5世帯が署名	
9月29日(日)	- 新たに8世帯が署名	
9月30日(月)	- 新たに4世帯が署名	
10月1日(火)	- 新たに16世帯が署名。この時点で、合計で75世帯が署名（被影響世帯の約93%）。	
10月2日(水)	- 署名済みのレター一式が、担当者からYRGに提出される予定 - YRGが主催で、被影響世帯を対象にした移転先地の開発計画及びスケジュールの説明を予定	

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙1 非自発的住民移転 3.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。

- ・ 根拠：上述の【事実関係】に記した緬政府対応は、JICA GLに即したものであり、特段の問題は見当たらない。

g. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの被影響住民の適切な参加や、前広な情報公開 (P14～16)

指摘 33. (P14.1 パラ) ほとんどの住民は字を読むことができず、補償に関する合意文書は住民には十分に理解できない内容であり、合意文書の写しはごく一部の住民にのみ渡されていた。

【事実関係】

「ほとんどの住民は字を読むことができず」

- ・ 事実ではない。
- ・ 識字に関する情報を得られなかった世帯もあるが、DMS にて収集した情報は下記の通り。
 - ・ 流暢に読み書きができる世帯主の数：13 世帯
 - ・ 多少読み書きができる世帯主の数：50 世帯
 - ・ 話し言葉のみの世帯主の数：16 世帯

「補償に関する合意文書は住民には十分に理解できない内容であり」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ JICA 専門家によれば、満足に字を読む事が出来ない住民にとっては難解な内容であったことは事実かもしれないが、ティラワ SEZ 管理委員会より支援内容につき平易な表現で繰り返し説明がなされ、住民から同じような質問を何度受けてもティラワ SEZ 管理委員会は対応したとのことであり、住民が十分に理解できるよう配慮したとのこと。

「合意文書の写しはごく一部の住民にのみ渡されていた。」

- ・ 事実。
- ・ 最終合意文書に関する状況は以下の通り。
- ・ 緬政府が合意文書のコピーを渡した世帯：16 世帯
- ・ 緬政府が合意文書のコピーを渡してない世帯：68 世帯 (注)
- ・ 渡してない理由：事業地に農地しかない世帯に対しては合意文書を渡したが、住居があり移転先地に移転する世帯については、全世帯の移転完了 (支援金の支払い完了) を待って一律に配布する予定であったこと等。

今後の対応：JICA 専門家経由で緬政府に確認したところ、2014 年 7 月 1 日現在各世帯に配布可能な状態にあり、近々配布される予定とのこと。

(注) Class A 外に居住しているが Class A 内で耕作していた世帯のうち 3 世帯は、2000ha 内に居住しておりかつ Class A 開発時に希望により移転したため、2 種類の合意文書 (Class A 内の耕作者用および移転世帯用) が準備された。3 世帯については、1 種類 (Class A 内の耕作者用) は手交されたがもう 1 種類 (移転世帯用) は手交されていない。これらの 3 世帯は上記 1 (コピーを渡した世帯) および 2 (コピーを渡して

いない世帯) でそれぞれカウントしているため、合計世帯数が重複し 84 世帯となっている。

- ・ なお、住民がサインした支援金額の内訳への合意のコピーは全世帯に渡っている。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 3.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：緬政府から合意文書のコピーが渡されていない世帯が多数あるが、JICA GL への抵触は特になく、また指摘 32.の【事実関係】等に記したとおり、住民移転計画や生計回復支援計画の立案、実施、モニタリングにおいて、緬政府対応は、JICA GL に即した対応を行っており、特段の問題は見当たらない。

指摘 34. (P14. パラ 2) ヤンゴン地域政府は RWP に係る住民協議会を開催したが、住民が懸念を表明できるオープンな機会はなく、意味のあるものではなかった。住民協議会はショートノーティスで開催され、アジェンダについては情報がなかった。

【事実関係】

「ヤンゴン地域政府は RWP に係る住民協議会を開催したが、住民が懸念を表明できるオープンな機会はなく、意味のあるものではなかった。」

- ・ 事実ではない。
- ・ 各住民協議会では参加住民は、政府対応への批判等も含め、自由に意見していた【RWP の AN4- 1 ～20 参照】

「住民協議会はショートノーティスで開催され、アジェンダについては情報がなかった。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 第 1 回住民協議会については情報不明。第 2 回～第 4 回住民協議会について、事前アナウンスについては下記の通り（ショートノーティスかどうか判断するのは困難）。
 - ・ 第 2 回住民協議会（2013 年 6 月 11 日開催）：レター発出日は 6 月 9 日
 - ・ 第 3 回住民協議会（2013 年 7 月 30 日開催）：レター発出日は 7 月 26 日
 - ・ 第 4 回住民協議会（2013 年 9 月 21 日開催）：レター発出日は 9 月 19 日
- ・ アジェンダの事前アナウンスはなし。ただし第 2 回目、第 3 回目の住民協議会では、今後のスケジュールとともに次回協議会の協議予定事項を説明。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 4.
大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：特段の JICA GL 違反事項がない。

指摘 35. (P14. パラ 2) 一部住民は協議への参加が認められず、他の者の参加の意欲を削いだ。事業実施者はコミュニティーのエリートのサポートを得るための協議会を開催していた。コミュニティーメンバーはヤンゴン地域政府、ティラワ SEZ 管理委員会、JICA に懸念を表明したが、わずかに変わるか、何も変わらないかのいずれかであった。

【事実関係】

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 上記指摘事項が示す内容が必ずしも明確ではない。
- ・ 「一部住民は協議への参加が認められず」との指摘に関連すると考えられる動きは以下の通り。

メコンウォッチ緊急要請書 (2013.9.27) の記載事項	JICA 専門家からの報告
<p>9月21日の住民協議会にて、RAPドラフト版に関する意見がある場合は9月30日までに当局事務所に意見を提出するよう求められたため、9月23日、約40名の住民(ティラワSEZ予定地400ha内、および、2000ha内の影響住民両者を含む)が意見を述べるため、指定の当局事務所を訪問した。しかし、「早期開発地区(400ha)に係る影響住民ではない」ことを理由に、担当者は「2000haに係る影響住民」との面会を拒否。その後、住民側は400haに係る影響住民も含む全員が一度その場を立ち去ったが、再度、数人の住民が事務所を訪問し、翌9月24日の面会に関する約束を担当者から取り付けた。9月24日に行われた担当者との会合では、住民が述べた意見に対し、担当者から真摯な対応・回答はなされずに終わった。</p>	<p>9/23には約30名の住民が参加しています。その席で、2000haからの住民は“オーバー”的な位置づけになる旨の説明がなされたところ(面会の拒否ではありません)、2000haの住民側は交渉参加への拒否と受け取ってしまった模様です。一旦、参加者の一人の呼びかけで住民の一部が事務所外に出た事は事実のようですが、その後、政府側担当者からB稲作農家の交渉グループの一人を通じて話をし誤解を解き、会場に戻ってきたところで、政府側は交渉参加への受入れを受諾しました。その結果、交渉グループが再形成されました(9/21の住民協議会で形成されたメンバーとは異なり、各グループの1名はClass Aからの代表者ですが、その他はClass A外のメンバーから構成されています。面積比で人数を決めた模様です)。</p> <p>なお、9/24の交渉で担当者は、住民の要望・要求に耳傾け、それらの要望・要求はヤンゴン地域政府に伝えると返答している模様です(交渉ですので、中には受入れ難い要求・要望に関しては、対応が無理な旨の返答がなされた模様です。例えば、移転先地・代替農地をSEZ内とすること、職業訓練中の給与の支払いに対する要望等)</p>

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 3.

非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。

- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠： 特段の JICA GL 違反事項がない。

指摘 36. (P15.3 パラ) 申立人の C 氏は 2013 年 9 月 24 日以来、住民協議に参加していない。彼は、住民参加が限定的であったこと、政府の生計回復支援計画等に懸念を表明したが、建設省の担当者はネガティブな対応を行った。2014 年 4 月 26 日の住民協議には彼は呼ばれなかった。

【事実関係】

個人情報であり非公表。

指摘 37. (P15. パラ 4) ほとんどの住人は、2013 年 11 月上旬に RWP 案が地方政府事務所やインターネットで閲覧できることを知らなかった。11 月 8 日付の新聞記事にも掲載されたとのことだが、日本の NGO が指摘するまで住民は知らなかった。

【事実関係】

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 以下の通り、緬政府は広範に周知を行った。
 - ・ 2013 年 11 月 4 日に、RWP が、ティラワ SEZ 管理委員会事務所、タンリン及びチャウタンタウンシップの General Administration Department (GAD) で公開された⁵。
 - ・ 緬政府は、更に Web-site でも公開し
(http://www.mediafire.com/view/dmbchg5u2vg9535/110413_RWP_Final.pdf)
公開に際しては、各 Township Office, Village Office および市場にて公開にかかる告知が掲示された。
 - ・ また緬政府は、2013 年 11 月 8 日付けの Myanmar Alin と The Mirror の 2 紙でウェブサイト掲載を告知し、さらに同紙面ではハードコピーの閲覧場所について説明した。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 4.
大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティーとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：緬政府は広範に周知を行っており、特段の JICA GL 違反事項が見当たらない。

⁵ ティラワ SEZ 管理委員会事務所では緬語・英語の両方を、タウンシップの GAD では緬語版を公開。

指摘 38. (P15.5 パラ) 申立人の A 氏と B 氏は住民移転計画 (RWP) 策定プロセスに参加できなかった。事実として移転先地のロットや耕作物への補償水準はある程度意見が考慮されているものの、全体のプロセスにおいて住民参加は十分であったとはいえ、政府からのプレッシャーで補償・支援案に署名を強いられた。

【事実関係】

「申立人の A 氏と B 氏は住民移転計画 (RWP) 策定プロセスに参加できなかった。」

- ・ 個人情報であり非公表。

「事実として移転先地のロットや耕作物への補償水準はある程度意見が考慮されているものの、全体のプロセスにおいて住民参加は十分であったとはいえ、政府からのプレッシャーで補償・支援案に署名を強いられた。」

- ・ 事実ではない。
- ・ 稲作への補償を 3 年分から 6 年分に引き上げたり、移転先地の区画を拡大する等、補償・支援内容の策定に当たっては緬政府と住民との間で協議が行われ、住民意見を反映した補償・支援内容が策定されている。
- ・ 補償・支援内容に係る住民と緬政府間の協議の経緯については指摘 32. の【事実関係】参照。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 3.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：緬政府対応は、JICA GL に即したものであり、特段の問題は見当たらない。

指摘 39. (P15.最終パラ～P16.1パラ) 住民移転計画(RWP) Chapter 12に生計回復支援(IRP)の実施体制の説明があるが、申立人の A 氏及び B 氏はその存在を知らなかった。このように、内部モニタリングの体制が十分とは言えない。

【事実関係】

「住民移転計画 (RWP) Chapter 12 に生計回復支援 (IRP) の実施体制の説明があるが、申立人の A 氏及び B 氏はその存在を知らなかった。」

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 申立人の A 氏及び B 氏が現在 IRP の実施体制を知っているかどうかは不明。
- ・ 一方、2013 年 9 月 21 日の第 4 回住民協議会において、プロジェクト概要、影響を受ける資産、補償・支援内容、生計回復支援の枠組み、支援/補償体制、苦情処理メカニズムの枠組み等とともに生計回復支援の実施体制の枠組みを記した資料が手交され、緬政府より説明が行われている。
- ・ また 2013 年 12 月 11 日に開催された生計回復支援に係る第 1 回及び第 2 回住民参加型ワークショップにおいても緬政府から住民に対し同実施体制の説明が再度行われ、生活再建対策実施委員会 (IRPISC) の住民代表 2 名が第 1 回ワークショップにおいて住民間投票で選出されている。

「このように、内部モニタリングの体制が十分とは言えない。」

- ・ 事実ではない。
- ・ 内部モニタリングについては、緬政府職員が移転先地訪問等を行い、状況確認を行い、生活再建対策実施委員会の場で報告を行っている（これまでに 2013 年 12 月 6 日、23 日、2014 年 1 月 24 日、3 月 24 日に委員会を開催。）。また IRPISC の住民代表 2 名も随時、移転先地等における課題につき住民から聴取し、IRPISC への報告及び緬政府への報告等を行っている。
- ・ こうした内部モニタリングの枠組み等を通じて、課題への対処等が行われた事例は以下の通り。
 - ・ 移転先地内のごみ置き場の設置。
 - ・ 移転先地における井戸（ハンドポンプ）の故障への対応（修理業者の手配）。
 - ・ 普通運転免許取得のための講習参加を希望している住民のうち 3～4 名は、NRC カード（National Registration Card=ID カード）を紛失したために講習に申し込みができない状態にあったため、NRC カードの再発行手続きが速やかに行われるよう IRPISC で推薦状を作成し住民に配布。
 - ・ 食品加工研修を受講した 7 名の女性のフォローアップについて、企業に簡易食堂、カフェ、食料雑貨店の運営場所を女性たちのために確保することを働きかけ。
 - ・ 移転地に住む 41 世帯のうち、1～2 世帯の生計維持者は、SEZ 等で労働の機会があるにも拘わらず「距離が遠い」「疲れる」「賃金が安い」「労働規則に従いた

くない」等の理由で働きに出ることに消極的であり、他方で「生活していくお金がない」ことを悩みとして訴えていることから、今後、折に触れ住民の労働意欲の向上に努めていくこと、並びに生活状況についてモニタリングを継続して行っていくことを IRPISC メンバー間で共有。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 3.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：緬政府対応は、JICA GL に即したものであり、特段の問題は見当たらない。

h. 喪失する土地に対する適切な補償

指摘 40. (P16.3～P17.1 パラ) ティラワ住民は土地使用の一定の権利を有している。1894年の土地収用法では、National Gazette 及び多数の住民の目に付く場所で事前に公告され、異議の申立てを認めるとされていたが、1997年の土地収用ではかかる手続は行われなかった。JICA が当時のプロセスを検証した形跡はない。

1997年時点ではミャンマーは軍事政権下にあり、JICA も借款供与を停止していた。当時の政府が法的に適切な手続きで取得されたとは考えられず、JICA は過去の土地の取得が無効であったものとして農民の土地の権利を認めるべきであった。

仮に適切な手続きに基づき土地が取得されていたとしても、JICA は過去の土地に対する補償が十分であったかを確認するべきであった。

もし当時の補償が十分でないことが明らかになる場合には、JICA はミャンマー政府が住民に不足額を支払うこと確保するべきであった。

【事実関係】

「ティラワ住民は土地使用の一定の権利を有している。1894年の土地収用法では、National Gazette 及び多数の住民の目に付く場所で事前に公告され、異議の申立てを認めるとされていたが、1997年の土地収用ではかかる手続は行われなかった。JICA が当時のプロセスを検証した形跡はない。」

- ・ 事実ではない。
- ・ 1997年の土地収用に関し、JICA は確認を行っている。確認結果は以下の通り。
 - ・ 1996年11月に1,230haの面積を有するThanlyin-Kyautan Industrial Zone 開発のためにThanlyin-Kyautan Development Company (MOC、Department of Human Settlement and Housing Development (建設省住宅局)とSMD International Pte Ltd of Singapore の合弁企業) が設立された。
 - ・ Thanlyin-Kyautan Industrial Zone の開発を念頭に1997年に住宅局がThanlyin-Kyautan Industrial Zone の用地を取得。
 - ・ 当時用地に住居が有った住民に対しては、移転先地及び移転費用が提供され、また事業地を農地として利用していた住民には、農地に対する補償が供与された。
 - ・ 農地に対する補償額は20,000チャット/エーカー。1954年に制定された土地国有化法により農地は国有化され、土地の所有権は国家にあった。法的には認められていなかったが、慣習として土地使用権の売買は行われ、上記補償額は当時の周辺地域の非公式な農地の使用権の売買価格(8,000チャット/エーカー)を参照しつつ、同価格を上回る水準に設定され、住民と合意された。
 - ・ 同住民移転は1894年の土地収用法(Land Acquisition Act)に基づいて行われた。

(参考) Land Acquisition Act 1894、9条

Section-9

- (1) The Collector shall then cause public notice to be given at convenient places on or near the land to be taken, stating that the Government intends to take possession of the land, and that claims to compensation for all interests in such land may be made to him.
- (2) Such notice shall state the particulars of the land so needed, and shall require all persons interested in the land to appear personally or by agent before the Collector at a time and place therein mentioned (such time not being earlier than fifteen days after the date of publication of the notice), and to state the nature of their respective interests in the land and the amount and particulars of their claims to compensation for such interests, and their objections (if any) to the measurements made under section 8. The Collector may in any case require such statement to be made in writing and signed by the party or his agent.
- (3) The Collector shall also serve notice to the same effect on the occupier (if any) of such land and on all such persons known or believed to be interested therein, or to be entitled to act for persons so interested, as reside or have agents, authorized to receive service on their behalf, within the revenue-district in which the land is situate.
- (4) In case any person so interested resides elsewhere, and has no such agent, the notice shall be sent to him by post in a letter addressed to him at his last known residence, address or place of business and registered under the Burma Post Office Act.

「1997年時点ではミャンマーは軍事政権下にあり、JICAも借款供与を停止していた。当時の政府が法的に適切な手続きで取得されたとは考えられず、JICAは過去の土地の取得が無効であったものとして農民の土地の権利を認めるべきであった。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 1997年時点でミャンマーは軍事政権下にあり、JICAも借款供与を停止していたことは事実。
- ・ 軍事政権であったこと、またJICAが借款供与を停止していたことは、当時の法的手続きが適切でなかったと結論づける根拠とならない。

「仮に適切な手続きに基づき土地が取得されていたとしても、JICAは過去の土地に対する補償が十分であったかを確認するべきであった。」

- ・ 事実ではない。
- ・ 既述の通り、以下を確認している。
 - ・ 当時用地に住居が有った住民に対しては、移転先地及び移転費用が提供され、また事業地を農地として利用していた住民には、農地に対する補償が供与された。

- ・ 農地に対する補償額は 20,000 チャット/エーカー。1954 年に制定された土地国有化法により農地は国有化され、土地の所有権は国家にあった。法的には認められていなかったが、慣習として土地所有権の売買は行われ、上記補償額は当時の周辺地域の非公式な農地の使用権の売買価格（8,000 チャット/エーカー）を参照しつつ、同価格を上回る水準に設定され、住民と合意された。
- ・ 同住民移転は 1894 年の土地収用法（Land Acquisition Act）に基づいて行われた。

「もし当時の補償が十分でないことが明らかになる場合には、JICA はミャンマー政府が住民に不足額を支払うこと確保すべきであった。」

- ・ 事実ではない。
- ・ 上述の通り、JICA では 1997 年に行われた用地取得の補償額算定の考え方を確認するとともに、緬政府と住民との合意を確認した。当時の補償が不適切なものであることは確認されなかった。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：JICA は、緬政府が用地を取得した経緯や、事業地の土地保有者が緬政府であることを確認した。緬政府による説明に特段の問題は見当たらなかった。

指摘 41. (P17.2 パラ) 仮に 1997 年の補償が適法に行われたとしても、土地補償は依然として必要であった。1997 年以降本来の目的で土地が利用されていなかったのだから、土地は元の農民に返還されるべきであった。

【事実関係】

- ・ 事実ではない。
- ・ 2012 年農地法第 31 条においては、6 ヶ月以内に本来の目的で当該の土地が利用されなかった場合には、The Central Farmland Management Body が差し押さえるとされている。
(参考 6) 2012 年農地法 (Farmland Law) 第 31 条
31. The Central Farmland Management Body shall confiscate the farmland if the farmland is not start to use within six months in the prescribed manner from the date of permission order in accordance with the section 30 of this law, or not completed within the prescribed period.
- ・ また、2012 年農地法 (Farmland Law) の第 4 条には、土地使用权を得るためにはタウンシップの担当部局に申請し承認を受ける必要があるとされている。
(参考 7) 2012 年農地法 (Farmland Law) 第 4 条
4. A person who has the permission of right to use farmland shall have to apply for getting the Land Use Certificate to the Township Land Records Department Office passing it through therelevant Ward or Village Tract Farmland Management Body.
- ・ 2012 年農地法第 31 条は、①The Central Farmland Management Body 管轄下の農地について、②農民が 2012 年土地法に基づき認定された使用权を有している土地につき用地取得をされた場合に、適用されるものであると考えられる。
- ・ 一方、ティラワ経済特別区(Class A)区域開発事業の事業地については、The Central Farmland Management Body の管轄下になく、1998 年に内務省及びヤンゴン地域政府から建設省住宅局に移管され、2012 年に建設省住宅局よりティラワ SEZ 管理委員会に移管されている。また 2012 年農地法に基づき上述のとおり土地使用权を取得している住民もいない。
- ・ JICA 専門家経由で確認したところ、Class A 区域の農民に、2012 年農地法に基づく土地使用权を取得している住民は存在しない。緬政府は 2012 年農地法が Class A 区域の農民に適用されるとの認識は有していない。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、

可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。

- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：JICA GL 上の特段の問題は見当たらない。

i. 生活水準、収入機会、生産水準の改善又は少なくとも移転前の水準への回復。

指摘 42. (P18.2 パラ) 生計回復支援プログラムにおいて、ティラワの多くの住民が農業継続を希望しているにも関わらず、その可能性について織り込まれていない。代わりに、住民にとって馴染みのない小規模産業、畜産、建設工事、販売、工場労働等、SEZ 区域での賃金労働が想定された内容となっている。

【事実関係】

- ・ 事実かどうか不明。
- ・ 状況は複雑であり、ティラワの多くの住民が農業継続を希望しているかどうかについては、一概に、事実であるともそうでないとも言い難い。その背景は以下の通り。
- ・ 生計回復支援に係る第1回住民参加型ワークショップ（2013年12月11日）の際、移転後の希望（関心）職種について住民の意向を聞き取りするために、「元農業従事者」「農業以外の職業従事者」「女性」の3グループでグループディスカッションを行った。
- ・ JICA 専門家に確認したところ、その際に、農業の継続を希望する住民はいなかった。また元農業従事者の住民は、自分たちの置かれた状況を理解し、移転後は農業が続けられないという事実を受け入れ、次の生計手段を考えなければいけないという意識を持っている様子であったとのこと。
- ・ 高齢の農業従事者の中には、移転の機会に肉体労働である農業をやめて、この先は子供たちに生計維持者になってもらうことを希望する声があり、若者の中には、天候に左右される農業よりも、安定した農業外収入を生計手段としたいという意見も出されたとのこと。
- ・ ただし、JICA 専門家によれば、その後は移転先地を取り巻く状況に変化があるとのことで、同専門家からの報告内容は以下の通り。
 - ・ 3回の住民参加型ワークショップを通じ、元農業従事者の方々に、新たな職種に挑戦していく意欲を一定程度持って頂くことができました。
 - ・ しかしながら、その後、外部の住民団体やNGOの活動、並びにメディアの取材が活発になっていき、移転住民に対し「農業を続けたくないのか」「農地の代替地もない上に、補償金額も少ないのでは」等といった発言・質問が繰り返し行われるようになり、次第に住民の中でも一度はあきらめかけた「農業を続けられる可能性」について期待する声が出始めてきました。これらの活動が、住民の追加の支援に対する期待と依存を高めている状況を生んでいます。
 - ・ かかる状況の中、今、移転住民にとって重要なのは、現在の住民を取り巻く環境の中で、将来について前向きに考える姿勢と自分の足で立つ自信をできるだけ早く醸成させる事だと考えます。この意識の醸成が遅れば遅れるだけ、生計回復のタイミングも遅れていきます。そのため、例えば住民に対し、移転地周辺やSEZ

内には様々な就職の可能性が存在することを広く紹介していくとともに、新たな職種に挑戦するための自信に繋がるような技能研修を提供していく事を、継続して実施していくことが肝要であると考えます。

- ・ なお上記は、農業の継続希望を否定するものではありません。例えば、これまでの聞き取り結果によると、住民の中には家族で補償・支援金を出し合い新たに農地を購入した例や、農地を他者から借用し小作人となったケースも確認されています。このように、支給された補償・支援金をうまく使って農業を続けている住民もいるため、農業を継続したい住民に対しては、このような例を具体的に紹介することも一助になると考えます。

【対応】

- ・ 緬政府が、引き続き、移転地周辺や SEZ 内には様々な就職の可能性が存在することを広く紹介していくとともに、新たな職種に挑戦するための自信に繋がるような技能研修を提供していく事を継続して実施するよう、JICA 専門家を通じ支援していく。
- ・ 農業の継続を強く希望する住民がいる場合には、緬政府が、家族で補償・支援金を出し合い新たに農地を購入した例など、支給された補償・支援金をうまく使って農業を続けているケースや、農地を他者から借用し小作人となったケースを紹介する等、住民希望実現に資するアドバイス等を行うことが重要であり、緬政府が効果的にかかるサポートを行えるよう JICA 専門家を活用し支援を行う。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：緬政府は、持続可能な代替生計手段等の支援等を実施し、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めており、JICA GL 上の特段の問題は見当たらない。

指摘 43. (P18 パラ 3) 世銀であれば、代替農地を提供できるだけの十分な土地がない旨の十分な説明が求められるが、JICA に対しかかる説明が行われた形跡がない。

【事実関係】

- ・ 事実ではない。
- ・ JICA 専門家経由で緬政府に確認したところ、緬政府より、「代替農地に関しては、農地として新たに開発可能な空き地や休耕地は、ティラワ SEZ の周辺にはなく、もし農地を確保するとした場合には、現在使用されている農地を購入する必要があり、そのために新たな用地取得・住民移転が発生する可能性があったため、代替農地提供は困難」との説明があった。
- ・ また、移転先地選定については、①Class A 区域周辺に位置し、②移転地整備のための新たな用地取得/住民移転が発生せず整備可能な土地は現在の移転先地（当時は住宅局が所有）しかなかったため、ヤンゴン地域政府が当該土地の土地利用変換手続きを行い移転地として整備したとのこと。
- ・ 住民に対する移転先地説明の経緯は以下の通り。
 - ・ 第 4 回住民協議会（2013 年 9 月 21 日）においては、緬政府は移転先地の候補地の具体的な場所については説明しなかったが、補償・支援パッケージを説明する際に、移転先地の提供および各世帯に割り当てる区画の大きさ等について説明した。その際に、移転先地の候補について案がある場合は移転先地として整備可能か権利関連を確認するので候補地となりうる土地の場所を教えて欲しいとティラワ SEZ 管理委員会より住民に依頼したが、その後特に住民からのコメントや情報は提供されなかった。
 - ・ 第 4 回住民協議後のグループ・個別協議時（2013 年 9 月 23 日～10 月 1 日）に移転先地の候補（現在の移転先地）の場所を説明し、移転先地候補の場所や状況を確認したい場合はアレンジするとティラワ SEZ 管理委員会より住民に申し出を行ったが、住民から移転先地候補の視察のアレンジについては特に要望は寄せられなかった。また住民の側からは、移転先地候補に対する異論も出なかったため、緬政府は移転先地の整備を開始し、その後 10 月 23 日に緬政府が、移転先地に移転する住民の間で同地における区画割り当てのためのくじ引きを開催した。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.

非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資

産の損失に対する) 損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。

- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：緬政府は、用地は取得済であり、移転住民は土地に対する法的権利を有していない。緬政府による代替農地の提供は必ずしも求められるものではない。JICA GL 上、特段の問題は見当たらない。

指摘 44. (P18. パラ 4) ほとんどの移転住民が職を失ったが、ヤンゴン地域政府も JICA もそれを避けようと試みた形跡がない。代替生計手段の提供も総じて不十分。

【事実関係】

「ほとんどの移転住民が職を失ったが、ヤンゴン地域政府も JICA もそれを避けようと試みた形跡がない。」

- ・ 事実ではない。
- ・ ほとんどの移転住民が職を失ったという説明は、事実ではない。
- ・ 本年 3 月 10 日～23 日に JICA 専門家が、2 週間かけて移転先地において各世帯にヒアリングを行い、生活・生計状況調査を実施（68 世帯中 42 世帯が回答。42 世帯は同調査時点で移転先地に居住していた全世帯）。その結果、42 世帯中、29 世帯主が職に就き、6 世帯主が求職中、7 世帯主が年金や家族の支えで生活という状況にあることが確認された。

「代替生計手段の提供も総じて不十分。」

- ・ 事実ではない。
- ・ 住民要望に基づく生計回復支援プログラムが策定され、実施されている。緬政府は職業斡旋等にも取り組んでいる。
- ・ 生計回復支援プログラムについては、指摘 2. の【事実関係】参照。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：緬政府は、持続可能な代替生計手段等の支援等を実施し、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めており、JICA GL 上の特段の問題は見当たらない。

指摘 45. (P18. パラ 4) RWP の生計回復支援計画は内容が抽象的で、実在する具体的な職にかかると言及がなく、それらの職で成功するための技術を得るための支援についても示されていない。代替生計手段のオプションについての記述もない。

【事実関係】

- ・ 事実ではない。
- ・ RWP の P34 には、SEZ 内部、周辺、移転先地において生じることが見込まれる就業機会の例として約 20 業種が紹介され、職業訓練の実施主体、内容や訓練期間の見通し等について記載。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：JICA GL 上の特段の問題は見当たらない。

指摘 46. (P18 最終パラ～P19.1 パラ) ティラワの農民は、土地を去り、持続可能な生計手段を捨て、家屋が密集する移転先地に代替生計手段もないまま、低水準の補償金で移転させられている。住民の期待にも希望にも合わず、適性もない職への転換を問われ、必要な技術や資本に係る支援内容も不透明のまま移転させられた。移転住民は SEZ 内での新たな職を得るための訓練を受けられているが、かかる機会が実現するまでにどれくらいの期間を要するか不透明である。

【事実関係】

「ティラワの農民は、土地を去り、持続可能な生計手段を捨て、家屋が密集する移転先地に代替生計手段もないまま、低水準の補償金で移転させられている。住民の期待にも希望にも合わず、適性もない職への転換を問われ、必要な技術や資本に係る支援内容も不透明のまま移転させられた。」

- ・ 事実ではない。
- ・ 生計回復支援プログラム、補償・支援の内容等については、指摘 1. 2. 等の【事実関係】を参照。

「移転住民は SEZ 内での新たな職を得るための訓練を受けられているが、かかる機会が実現するまでにどれくらいの期間を要するか不透明である。」

- ・ 事実。
- ・ 職業訓練の結果移転住民が SEZ 内で新たな職が得られるまでに要する期間が分からないのは事実であるが、緬政府は、かかる機会の実現に向け関係機関との折衝等を行っている。
- ・ 移転住民の新たな就職機会の確保に関しては、JICA 専門家に確認したところ、内容以下の通り。
 - ・ JICA 専門家が支援を行いつつ緬政府が、生計回復支援に係る住民参加型ワークショップや移転地訪問などの際に、住民に対し関心のある生計手段について聞き取りを行い、各住民の教育・年齢的条件も鑑みながら助言を行った。職能研修や職業機会の確保についての支援は、住民の希望を基に行われた。
 - ・ 研修後の雇用機会の獲得については、食品加工研修を受講した女性は、SEZ 周辺で簡易食堂や食品小売店を開業できないか、緬政府が企業と協議。
 - ・ 車両整備研修が 2014 年 4 月に終了しており（1 名参加）、研修受講者は SEZ での就職を希望しており、SEZ 創業まで待つ意向を示している。
 - ・ 電気修理研修に参加した 3 名の住民は、2014 年 6 月 13 日に研修終了証書を受領し、1 名は電気会社に就職を申込みし、結果待ちの状態。他の 2 名は、現在就いている仕事を続けながら、今後、研修関連業種への転職先を探していく予定。
 - ・ 普通免許取得コースに参加した 6 名は、2014 年 6 月末に免許取得試験を受験する。合格出来れば、普通免許を生かした仕事を検討していく予定。

- ・ その他、6 コースは、研修継続中。
- ・ SEZ の就業機会の獲得支援については、進出企業の情報が開示された後、雇用機会の獲得、及び希望職種に就くための職能訓練を前広且つ効率的に支援していく予定。

【対応】

- ・ 指摘 2. の【対応】と同一。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：緬政府は、持続可能な代替生計手段等の支援等を実施し、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めており、JICA GL 上の特段の問題は見当たらない。

指摘 47. (P19.2 パラ)ティラワ SEZ 管理委員会が住民に示した SEZ の建設現場における雇用機会については、建設現場までの移動費を勘案すれば、収入が不安定である。現在、4 名の住民が同現場で働いているにすぎない。

【事実関係】

- ・ 事実ではない。
- ・ JICA 専門家に確認したところ、ティラワ経済特別区 (ClassA 区域) の雇用機会に係る状況は以下の通り。
 - ・ 2014 年 2 月 28 日、3 月 19 日等に緬政府は、ティラワ経済特別区 (Class A 区域) の建設事業者等への住民紹介により、就業機会を斡旋。
 - ・ 2014 年 5 月 10 日時点では、15 名の移転住民が SEZ の工事現場作業員として働いていた。
 - ・ 2014 年 7 月 1 日現在、5 月末に現地を襲った大雨の影響で SEZ 内の造成地が一部崩れ、その改修作業を行うために一般作業員による工事作業を休止。そのため、工事現場作業員として働いていた移転住民は、他の一般作業員と同様に工事の再開を待っている状態である。2014 年 7 月 1 日の聞き取りでは、一部の住民は、SEZ での工事の再開を待ちながらヤンゴン周辺の工事現場で日雇労働をしている。
 - ・ 上記の他、約 5 名が SEZ プロジェクト事務所職員、清掃員、及び警備員として雇用される予定。
- ・ 工事現場作業員の給与は日額 4000 チャット〜で、勤務開始後、勤務態度や技術により増額の可能性あり。SEZ 内で勤務する被影響住民の一人は経験が認められ、日額 8,000 チャットを得ている。
- ・ 移転地から SEZ への交通手段は、自家用バイクやバイクタクシーを利用している。バイクタクシー利用の場合の交通費は、往復 2,000Kyats。
- ・ なお最低賃金である日額 4,000 チャットは、ヤンゴン近郊の他の工事現場と比してもほぼ同等で、ティラワ地区港 (MITT) の最低賃金は 3,500 チャット (雨季は 2,500Kyats)。

【対応】

- ・ 指摘 2. の【対応】と同一。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回

復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。

- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：緬政府は、持続可能な代替生計手段等の支援等を実施し、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めており、JICA GL 上の特段の問題は見当たらない。

指摘 48. (P19.3 パラ) ミャンマー政府はザマニ湖から次期開発予定地（タンリン地区の約 600 エーカーの区域）への灌漑用水供給を停止している。本年 4 月 26 日と 27 日に次期開発に係る最初の住民協議会が開催されたが、出席した政府職員はどのような条件で移転が実施されるかについて承知していない一方で、緬政府により、同区域の住民の経済状況と生計手段の持続性に悪影響がもたらされている。同区域の開発はすでに JICA 環境社会配慮ガイドライン違反の状態にある。

【事実関係】

「ミャンマー政府はザマニ湖から次期開発予定地(タンリン地区の約 600 エーカーの区域)への灌漑用水供給を停止している。」

- ・ 事実。
- ・ 2012 年 12 月にザマニ湖から次期開発予定地への灌漑用水供給が停止されたのは事実。同タイミングでティラワ湖からの灌漑用水供給も停止されている。
- ・ 2000ha 区域で同灌漑用水停止の影響を受けた世帯については、今後緬政府により調査が行われ、同区域の住民移転に係る補償・支援案の中で取扱いが検討される。

「本年 4 月 26 日と 27 日に次期開発に係る最初の住民協議会が開催されたが、出席した政府職員はどのような条件で移転が実施されるかについて承知していない一方で、緬政府により、同区域の住民の経済状況と生計手段の持続性に悪影響がもたらされている。同区域の開発はすでに JICA 環境社会配慮ガイドライン違反の状態にある。」

- ・ 一部事実ではない。
- ・ 緬政府は、2014 年 4 月 26 日、27 日に 2000ha 区域の住民移転に係る第一回住民協議会を開催。
- ・ 同協議会においては、緬政府より、①400ha の住民協議、住民移転および IPR に関する紹介、②Thilawa SEZ 開発による便益（雇用機会の増大、インフラ整備）及び③カットオフデート（補償受給権者を決定するための基準日）の説明と④詳細社会経済状況調査への協力依頼が行われ、その後質疑応答が実施された。
- ・ 移転に伴う補償・支援内容等は、今後の住民移転計画策定プロセスにおいて決定されていくため、現段階で「どのような条件で移転が実施されるか」については決まっていない。

【対応】

- ・ 現在緬政府により 2000ha 区域における詳細社会経済状況調査が行われているが、可能な限り早期に灌漑用水停止の影響世帯への補償・支援の検討がなされるよう、JICA 専門家を活用し緬政府による円滑な調査実施を支援する。
- ・ JICA としては、2000ha 区域において灌漑用水供給停止の影響を受けた世帯についても、ClassA 区域と同様の対応が行われるよう注視。

【JICA GL 上の評価】

- ・ 関連 GL 条項：別紙 1 非自発的住民移転 2.
非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- ・ 評価：JICA GL 違反ではない。
- ・ 根拠：
 - ・ 2000ha 区域については、今後住民移転を実施予定。
 - ・ 緬政府は、住民移転に伴う補償・支援案の算定等に向け、緬政府が詳細社会経済調査（DMS）を実施中であり、住民移転前に適切な時期に補償・支援を行うべく作業を行っている。

以 上